

平成25年塩尻市議会6月定例会

総務環境委員会会議録

日 時 平成25年6月17日(月) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

審査事項

- 議案第 1号 塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第 2号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
議案第 3号 塩尻市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例
議案第 4号 塩尻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 5号 塩尻市国民健康保険榑川診療所条例の一部を改正する条例
議案第 6号 塩尻市新型インフルエンザ等対策本部条例
議案第14号 公平委員会委員の選任について
議案第15号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第18号 平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳入全般、歳出2款総務費、3款民生費
中1項社会福祉費、第2条地方債補正
議案第19号 平成25年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
議会第 1号 国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書
請願6月第2号 長野地方裁判所支部における労働審判の開設に関する請願
陳情6月第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情

出席委員・議員

委員長	古畑	秀夫	君	副委員長	横沢	英一	君
委員	山口	恵子	君	委員	森川	雄三	君
委員	青柳	充茂	君	委員	柴田	博	君
委員	塩原	政治	君	委員	中原	輝明	君
議長	五味	東条	君	副議長	中村	努	君

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

説明のため出席した議員

請願紹介議員 金子 勝寿 君

説明のため出席した参考人

請願説明員 弁護士 小林 毅 君

陳情説明員 自治労長野県本部中央執行委員 大村 一 君

議会議務局職員

事務局長 宮本 京子 君 事務局次長 石川 忍 君

庶務係長 小澤 秀美 君

午前9時58分 開会

委員長 皆さん、おはようございます。少し時間より早いですが、全員おそろいですので、ただいまから総務環境委員会を開催したいと思います。本日の委員会は、委員全員が出席しております。それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

副市長 おはようございます。総務環境委員会をお開きをいただきまして、大変ありがとうございます。申し上げます条案件、それから補正予算がございます。御審査をいただきまして、原案どおりお認めいただければ大変幸甚に存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。本日の日程について副委員長から説明させます。

副委員長 大変御苦労さまでございます。それではですね、本日の日程を説明させていただきます。まず午前中でございますが、各議案審査、それから昼食に入りまして午後1時から、請願、陳情審査を先にやらせていただきます。それで審査終了後ですね、残ってる議案がございましたら議案審議を行うと、こういうことでございます。

視察の関係でございますが、本日は今のところ予定しておりませんので、御了解をいただきたいと思います。午後5時45分からでございますが、あさひ館にて懇親会を行いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長 次に年度初めの委員会ですので、職員の自己紹介をしていただきます。部長は全協で行いましたので、課長級以上の全職員についてお願いいたします。委員は職員の名簿を配付してありますので、担当の係長については名簿により確認をお願いします。それでは、総務部からお願いいたします。

〔職員自己紹介〕

委員長 ありがとうございました。ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただきますよう御協力をお願いいたします。また、発言に際しましては必ずマイクを通していただきますので、スイッチ等に気をつけて発言をお願いいたします。委員の皆さんは、マイクに近づ

いて質問するようにしてください。説明者、答弁者は、ワイヤレスマイクを回しますので、マイクのスイッチを確認した上で発言をお願いいたします。議事進行への御協力をお願いいたします。

議案第1号 塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

委員長 それでは、議案第1号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

市民課長 それでは、議案関係資料に基づきまして説明させていただきます。議案関係資料の1ページをお願いいたします。議案第1号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、お願いをいたします。1の提案理由につきましては、さきに策定いたしました国保財政健全化指針に基づきまして、国保財政の健全化を図るため、税率等の見直しを行うに当たりまして、必要な改正をお願いするものでございます。この内容につきましては、さきの議員全員協議会におきまして概要をお知らせ申し上げましたとおり、今回の保険税率の見直し改定は、健全化指針に基づき平成25年度から平成27年度までの3カ年間にわたる歳入不足見込額を解消するための2億7,000万円につきまして、その2分の1を一般会計繰入金による財政支援をいただくことで、加入者皆さんの負担増の緩和を図りながら、平成23年度改定以来2年ぶりの引き上げ改定をお願いするものでございます。

2の概要(1)国民健康保険税率等の改正につきましては、アの医療保険分、イの後期高齢者支援金等分がゼロ歳から74歳の加入者皆さんから御負担をいただくもの。その下のウの介護納付金分は、介護保険制度の第2号被保険者と呼ばれる40歳から64歳の加入者皆さんから御負担をいただくものでございますが、それぞれの区分ごとに資産割の税率を3割減に引き下げ、所得割1人当たり均等割、1世帯当たり平等割のそれぞれの税率につきまして、所要の税率に改めるものでございます。全体改定率は、前回の平成23年度改定率の9.9%増を下回る8.77%増、1人当たり平均7,607円の引き上げをお願いするものでございます。

(2)の普通徴収の方法によって徴収する保険税において、納期ごとの100円未満の金額を、最初の納期の課税額に合算する規定を設けるものにつきましては、現行の普通徴収による保険税では、年税額を7月の1期分から翌年の3月の9期分まで9回の納期に分けて御負担をいただいておりますが、現行の保険税では、地方税法の規定に準じ、9回ある納期ごとの1,000円未満の端数を最初の1期分に加算していることから、1期分の納付額が大きくなっております。このため、今回の改定にあわせまして、現行の端数処理基準の1,000円未満を100円未満に改めることによって1回当たり納付額を平準化し、納付しやすくなるよう改善を図るもので、その端数処理基準を100円未満とする規定を条文に明記させていただくものでございます。なお、年金からの天引きによる特別徴収では、地方税法に100円未満とする規定が設けられておりますので、今回、普通徴収にかかります保険税について適用するための改正をお願いするものでございます。

4の条例の施行等につきましては、公布の日から施行し、平成25年度以降の年度分の保険税について適用させていただくものとし、改定する税率を指針に基づきまして27年度まで3年間固定させていただくものでございます。

次のページをお願いいたします。2ページの新旧対照表の第3条第1項の改正案では、基礎課税額と言われる医療保険分にかかります所得割額の税率を改めるもので、以下3ページを飛ばし4ページをお願いいたします。

す。4ページの第14条までそれぞれの区分ごとに所要の税率に改めさせていただくものでございます。5ページの第17条改正では、前段御説明申し上げました納期ごとの100円未満の端数を最初の納期に合算する規定を第3項に新たに設けさせていただくものでございます。

次の第26条改正につきましては、保険税の減額として低所得世帯に対します1人当たり均等割額及び1世帯当たり平等割額の7割5割2割軽減に相当する減額分を次のページ以降、それぞれ所要の額に改めさせていただくものでございます。以上です。よろしく願いをいたします。

委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

柴田博委員 それでは、お伺いしたいと思いますが、本会議でもちょっと伺ったんですが、金額的なところで明確な答弁がなかったんで改めてお伺いしますけれども、25年から29年までの5年間の中の前3年分の取り扱いですということなんですけれども、5年間通して今の税率のまま行けば赤字が大きくなってしまおうということでの措置だというふうには聞いていて、それは理解するわけですけども、今考えている25年に8.77%上げて、28年にそのときの状況によって足りない分を上げるということなんですけど、予想される率としては大体8%ぐらいになるんじゃないかというふうに説明は受けてるんですが、その場合にそれを8%とした場合にですね、今回8.77%上げて平成28年に今回上がった分のまた8%上がるということになると、上げる前と比較して、現状と比較して、モデル世帯ならモデル世帯でどれくらい負担が大きくなるかっていう計算をしたときに、5年間分の18億円の赤字を解消するために5年間分を一度で、例えば値上げした場合の額と、負担額とを比べた場合にはですね、どちらがどれくらい大きくなるかということが、多分試算されていると思うんで、その金額についてまず初めにお願いします。

市民課長 お答えさせていただきます。まずですね、今回、健全化指針では5年間の財政フレームを立てました。平成25年度から平成29年度一度に改定いたしますと、12.3%ぐらいの改定率がでございます。それで、これを一度に改定すれば低いわけではございますけども、平成27年度には高額共同事業の拡大とか、また市町村国保の広域化とかがございますので、先がわからないということで、今回平成25年度から平成27年度、今回改定させていただきますのが8.77%、次の平成28年度から平成29年度が今のところ2億6,000万円くらい足りないということで8.38%、合わせますと第1回目が8.77%、平成28年度改定が8.38%ということで17.15%、1回ですと12.3%でございますけども、ちょっと高くなりますけども、やはり私も今回健全化指針立てる中で、平成28年度の改定が医療費の伸びでどうなるかわからない中で、過分なほどの負担を求めないために今回、とりあえず3年間の収入資本立てて平成27年度に大きな改定、先ほど申し上げました高額共同事業の改定等ございますので、その動向を見ながら収支見通しを立てながら、平成28年度再度改定をさせていただきますものでございます。以上でございます。

柴田博委員 そうするとですね、現状でもし平成28年度のときに8.3%ぐらいになってしまえば、一度で改定したほうが負担増にはならないということですよ。ただ8.3%を今から3年間の取り組みの中でのなるべく少なくしてですね、今回考えている一度目は8.77%、2回目は必要に応じてというほうが安くなるような取り組みをしていくということで、そういうふうにしたというふうに解釈していいわけですか。

市民課長 今回ですね、収納対策、また特に医療費が伸びておりますので、ここで5年間の中で医療費の適正化対策、またことしの7月にはジェネリック医薬品の差額利用通知を出しますので、その辺の中で今のところは

平成28年度8%の改定をみておりますけれども、これから努力させていただきまして、できるだけこの8.3%を下げるように努力させていただきます。以上でございます。

柴田博委員 もう1点、お願いします。これも本会議でも聞いたことなんですけれども、改めて。今回の改定をしたとしてですね、一番負担が大きくなる部分と一番負担が小さくなる部分ですね、上げた後の何て言うんですか、年間所得に対する国保税額の割合、負担率って言うんですか、それが一番大きくなる所得区分の場合と一番小さくなる所得区分、それをちょっとどこどこだか改めてお聞かせください。

市民課長 いろんなケースがございます。本会議で申し上げましたとおり、現在の加入世帯が1.82という、約2人世帯ですので、その辺を標準にして申し上げてまいりますけども、固定資産なしとありの世帯がございますので、なしの世帯で標準的なもので申し上げます。まず改定率の一番高いところが400万円の世帯ということで14.10%、ただ負担率で見えますと、今、委員さんのほうからおっしゃられました負担率で見ますと400万円の世帯の負担率が12.18%でございます。これに対しまして、2人世帯で、今、一番負担率の高いところが68万円の世帯がございますので、ここが17.13%。今回の改定では中間所得者層の改定率が高くなっておりますけども、低所得者世帯の皆様方の負担率が高い状況でございますので、この辺を調整をさせていただいたものでございます。以上でございます。

柴田博委員 いいです、とりあえず。

委員長 いいですか。ほかにございますか。

山口恵子委員 先ほど答弁の中にもありましたが、平成22年度からジェネリック医薬品希望カードっていうのを本市では取り入れてはいますが、それを使った効果が金額としてどのくらい出ているのかということが、もしわかりましたらお聞きしたいと思います。

市民課長 ジェネリック医薬品につきましては、国の厚生労働省では平成24年度までにジェネリック医薬品の数量シェアですね、数量シェアを30%以上とするということを今やっております。本市の現在、平成24年4月の使用率が22.1%で、前年比から1.1%ふえております。具体的な金額はちょっとわかりませんが、長野県後期高齢者医療広域連合では、平成24年9月から導入をいたしまして、平成24年10月から翌年3月の半年で、約1,300万円ほどの削減を見込んでおります。特に全国的にも高齢者の方ほどジェネリック医薬品の利用が高いということで、ここで7月に出しますので、私どもも具体的な数字はちょっとわかりませんが、この中で、ジェネリック医薬品を中々推奨しながら調剤医薬品の伸びを押えていきたいと考えております。以上でございます。

山口恵子委員 国保運営協議会のほうの答申を見ますと、やっぱり附帯意見の中で医療費の抑制ですとか、予防対策が上げられていまして、前回の改定のときもやはり同じような答申があったかと思いますが、その辺、具体的に効果が、こういうことをしたらこのくらい効果が出たっていうことも、やはり市民の目にもわかりやすく表現していただくことが大事なかなと思います。その点はいかがでしょう。

市民課長 現在、特定健康診査、平成20年度から平成24年度の第1期計画で今進めておまして、平成22年度に中間評価が終わりました。この後、平成25年度実績を見ながら、そこで特定健診の実績評価をさせていただきます。その中で現在メタボリックシンドロームの予備軍及び患者を10%削減するというもので、特にこれ生活習慣病の削減でございますけども、その辺の金額が出てまいりますので、議会の皆様方、また市民の皆様

様方にも特定健診の実績評価の中で具体的にこういう特定健診をやったときに、どれくらいの効果が出るっていうものを表示をさせて、広く広報をする予定であります。以上でございます。

山口恵子委員 そうしましたら、先ほどのジェネリックのほうの利用効果とあわせて、やはり示していただきたいと思います。これは要望です。

委員長 ほかにございますか。

森川雄三委員 今、ジェネリックの話が出たんですけども、今回の改定、平成27年3年間ですか、また平成28年になればですね、また新たにこういうような、いわゆる変更もしなきゃならないというようなことで、何て言うんですか、お金が下がるというようなことが、これからはないのかなと大変心配するわけなんです。これ、市民課だけじゃなくてですね、環境課にも関係するのか、スポーツ課にも関係するのか、いわゆる健康増進のためのとか、病气予防のためのそういう事業というものをこれまでいろんなところでやっておられる、事業としてね。そこら辺の効果というものが、どのように反映されているのか、そこら辺を検証されたことがあるか、その点はいかがですかね。

市民課長 確におっしゃられるとおり国保だけでは医療費削減ができませんので、私どもも市民の皆様方、一人一人の皆さんが健康増進、特にこの第一次予防の重要性ということを今考えております。現在、市の健康づくり計画、10カ年戦略で持っておりますけども、できたらことし策定をするということで今準備を、健康づくりを進めております。その中で、第1期計画の健康づくり計画の中でもいろんな数値目標を掲げてございますので、それもまた検証しながら、また具体的な医療費が出ましたら提示をさせていただくような形で考えております。以上でございます。

森川雄三委員 健康のためのね、事業をずっと進めてきて、それが効果があったっていう場面がなければ、やはりその事業として本当にどうなのかなっていうことまで考えなきゃいけないと思うんですね。それだって当然、事業費を拠出をしているわけですし、単なる各地域でいわゆるヘルスアップクラブとかですね、そんなようなありますね、いろいろ。そういうのをただやってますっていうだけが、果たしてこの国保税に影響しているのか。それにやっぱり反映されてこなければね、何て言うかな、あまり感心しないというか、しなきゃ余計いけないと言うかもしれないけれども、そこら辺はやっぱりある程度結果が出てますというようなところも検証する必要がありゃしないかと思いますが、もう1回いかがですか。市民課じゃなくていいがね、どなたか、環境。

市民環境事業部長 今の御指摘の内容につきましてはですね、全般的に医療費が増加してる中で、なかなか私どもの健康づくりの事業がですね、それに対応して追いついてないという現状がございます。私どもとしても御指摘いただいた内容重々踏まえておまして、単なる健康づくりだけではなく、介護のことも含めてですね、取り組んでいく必要があると思っておりますし、また健康づくりの部分ではスポーツの関係でも取り組んでございますので、そういった部分をですね、総合的にやっぱしやっていかないといけないなと思っております。特に医療費については過日の広報の中でもですね、塩尻市の場合の最大の課題は高血圧だという、ある程度ターゲットを絞らせていただきつつありますので、そういったことも踏まえながらですね、健康づくり全般についての取り組みを強化してまいりたいというふうに考えている次第であります。

山口恵子委員 今の森川委員の質問の関連なんですけれど、やはり健康づくり、医療費とか介護も含めて先進的な取り組みを見ますと、やはり地域全体の認識として企業とか地域も巻き込んで、健康づくり課だけではなく、

やっぱり市町村全体の課題として取り組んでいるというような実績もありますので、やはり1つの担当だけではなく塩尻市全体の課題として、地域や企業もいかに巻き込んでいっていかけていくということも大事だと思いますが、そういった観点からやはり政策を進めていっていただく必要はあるのかなというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

市民環境事業部長 御指摘のとおりで、私どももそういった形で全市的なですね、どこの市町村もまた全市的な対応をしてるわけなんですけれども、特にそういった中で効果の出てるような先進地の視察も実はさせていただきながらですね、学ぶべき点も多々ございますので、そういった視点を持ってまた取り組んでいきたいというふうに思っております。

柴田博委員 国保会計の平成24年度分については、多分決算今つくってるところだと思うんですけど、その中身とですね、それから健全化指針の中で平成24年度の予測として上げてあった数値と大きな狂いはないかどうか、その辺について簡単に説明をお願いします。

市民課長 平成24年度の国保会計の決算見込みについて申し上げます。税率改定では1億4,000万円の決算収支を見込みましたけれども、国と退職療養費の交付金が概算払いで若干多く出るということで、今のところ2億1,300万円ほどの差引収支額を予定しております。ただし、今申し上げましたとおり、国の負担金と退職療養交付金の返還がございますので、これを約5,500万円みております。そうしますと実質収支が約1億6,000万円でございますので、今回見込んだものよりも約2,000万円ほどプラスになるかなということを考えております。以上でございます。

柴田博委員 そうすると、平成25年度の部分で、基金として残る部分というのは、どれくらいになるわけですか。

市民課長 後ほどの補正予算で申し上げますけれども、現在予備費の中で、ここで繰り越しますと2億5,000万円ほど入りますので、基金は1億円を積み立てていく予定でございます。以上です。

柴田博委員 いいです。

委員長 いいですか。ほかにございますか。

副委員長 済みません、初歩的な質問になると思いますが、教えていただきたいと思いますが。今回ですね、値上げに当たりましては、所得割とか平等割とかいろいろあるんですが、その中で資産割が下がってるわけですが、これは健全化指針や何かで指摘されてる部分はあるかと思いますが、このパーセントにですね、少しでもお金を上げていきたい中でこのパーセントに決めたという形の中で、事務局としては、どういうことを主体にしてこんなようなパーセントを決めたかどうか、ちょっとそこら辺の考え方を教えていただきたいと思えます。

市民課長 まず資産割の課題について申し上げますけれども、固定資産税の上にさらに国民保険税がかかるということで、二重課税感が非常に強いものがございます。また、市外に土地や建物がありましても、資産割がかかりません。また収益を生んでないものからこういうものがかかるということで、これまでも窓口で大きな反対意見がございました。この中で一番大きなものは、平成20年度に後期高齢者医療制度が始まりまして、資産割を全く取ってない中で全国的に資産割を廃止する動きが広がっております。今回、私ども健全化指針の中で現在平成24年度の当初賦課の資産割の課税賦課額が医療と後期高齢者支援分、ゼロ歳から74歳の加入者皆さんから

負担いただくものが9,500万円ほどの調定額がございます。これを一気に廃止をしていきますと、資産を持ってない方にしわ寄せが行くということで、段階的に資産割を廃止をして、今回改定の中で3割引き下げて、さらに平成28年度改定2割減にして、次期の改定の中で全廃をしていきたいということで、段階的に廃止する中で、今回このようなもので3割減に引き下げたものでございます。以上でございます。

委員長 ほかにございますか。

中原輝明委員 ちょっと俺聞きたいだがさ、幼稚なもんだが、これで保険税は上がる、滞納率はどなんぐあいに上昇していく。それと、その滞納者の処置は、今、固定された100人なら100人の範囲内が、滞納者が上昇するのか、あるいは新しく滞納者ができて今後どんな扱いをしていくのか。これは滞納がふえるばっかりだと思う。その処置。

市民課長 まず前回の改定の際の収納率の比較について申し上げます。平成23年度の改定でございますので、平成22年度の現年度分収納率が91.43%から平成23年度92.02%ということで、0.59%向上してございます。私ども平成23年の改定のときに、収納率の落ち込みを心配したわけでございますけども、この1つの大きなものは、軽減の割合をこれまでの6割4割から7割5割2割軽減に拡大をしたということで、平成23年度92.02%まで上がってございます。また今回、平成23年度、平成25年度に8.77%引き上げますので収納率の落ち込みを心配しておるところでございますけども、1つ先ほど御質問いただきました資産割の税率を3割減に引き下げていきますので、そうしますと、現在7割軽減の方で資産をお持ちになっていることで、非常に負担が重くなっているケースがございますけども、ここで資産割を下げますと逆に7割軽減の方ですと3,000円ほどの年額が引き下がりますので、収納率実際わかりませんが、この資産割の廃止によりまして、ある程度、現行の収納率も低下が歯どめがかかるのではないかなと考えております。以上でございます。

中原輝明委員 何が流れるような言葉でちっともよどみがなくて、俺にはわからんがさ。もう少しやわらかく言ってもらわなきゃわからないが、いいかい、問題は滞納率がふえるっていうのと、それにさっき言った100人の範囲がふえるのか、それが上昇するのか、その辺の処置と滞納に対する扱いは今後、それに対する今後の扱いっていうか、取り扱いはどうなんぐあいにする考えだかっていうのを、今、滑るように言わないでさ、俺たちが努力してやるとかやらないとかさ、何とか言わなきゃ、そんなもの全然わからんじゃないか。

市民課長 済みません、私どもですね、今回改定するときに、平成24年度の収納率、今のところ前年度よりも好調と考えておりますけども、平成25年度改定によりまして91.5%に下がるということで、賦課調定額を定めておりますので、私どもも先ほど申し上げたとおり資産割の税率の引き下げによってある程度落ち込みは避けられるかなと思いますけども、今のところでは91.5%に下がる予定で考えております。

それともう1つ御質問をいただいたものは、滞納の強化につきましては、今回健全化指針の中で大口滞納者とか県の機構に積極的に回すものもございまして、もう1つは収納強化ということで差し押さえの強化を考えておりますので、その辺で収納課のほうで努力をさせていただくことで考えております。よろしくお願いたします。

中原輝明委員 その大口滞納者っていうのは、どのくらいな人が大口で、小さい人はどのくらいで、今後どなんぐあいに想定していくの。

収納課長 収納課ですが、よろしくお願いたします。大口滞納者っていうのは通常でいきますと、金額でいきますと100万円以上というふうに考えております。それと少ない方は、極端に言えば軽自動車の1,000

円からありますので、そういう流れでございます。

中原輝明委員 もう一度。ちょっと俺聞きたいのは、100万円という人がどのくらいいて、50万円がどのくらい。どんなにして今あるの、滞納者は。具体的にちょっと話しろ、具体的に。

収納課長 今ですね、ちょっと資料がございませんので、後ほど報告させていただきますが、よろしいでしょうか。

中原輝明委員 なきゃしょうがないな。了解。

委員長 ほかにございますか。ありませんか。それでは、質疑を終了します。

討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第1号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第1号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第2号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

委員長 議案第2号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、説明を求めます。

人事課長 それでは、議案関係資料10ページ、次のページですけどお開きください。議案第2号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますけれども、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成25年4月13日から施行されたことに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

概要ですが、庁内で関連する次の3つの条例に規定されています災害応急対策若しくは災害復旧又は国民の保護のための措置の実施のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員に対して支給する災害派遣手当に、新たに新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を加えるものでございます。関係する条例としましては、一般職の給与に関する条例、2つ目としまして企業職員の給与に関する条例、これは水道局が該当になりますが、3つ目としまして、単純な労務に雇用される塩尻市職員の給与に関する条例、これは現業職が該当します。のそれぞれの給与に関する条例でございます。したがって、今回の対象になりますのは、本市の職員自身ももらう手当ではありませんで、市内で人から人への感染が発生した段階で、後ほど議案第6号で御説明させていただきます対策本部が市に設置され、そこに他の国や他の地方公共団体から応援に来ていただいた、その皆さんを対象にしたものでございます。

条例の施行につきましては、公布の日から施行するものでございます。

次の11ページ、新旧対照表をお願いしたいと思います。ここで改正するものは第2条給与の種類ですが、従来の災害派遣手当等の中に、今回の新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を追加するものでございます。

第35条災害派遣手当の支給ですが、支給対象にも同じくこの関係で派遣された者を加えるものでございます。

次の12ページ、企業職員につきましても第2条給与の種類、第13条の2、災害派遣手当のところに同様の文字を追加するものでございますし、13ページ、単純な労務に雇用される職員につきましても、給与の種類第2条に、いわゆる現業職ですが、こちらにつきましても同様の文字を追加するものでございます。以上ですが、よろしく願います。

委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは、質疑を終了します。

討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第2号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第2号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第3号 塩尻市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例

委員長 議案第3号塩尻市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

財政課長 それでは、議案関係資料の14、15ページをお願いいたします。議案第3号塩尻市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について、をお願いいたします。まず、税外収入金の内容でございますけれども、これにつきましては、本条例の第2条で分担金、使用料、加入金、手数料及び過料、その他の歳入をいうということで定義をされているものでございます。

1番の提案理由でございますけれども、5月の臨時会で専決処分として報告をさせていただきましたけれども、塩尻市税条例の一部を改正したことに伴いまして、必要な改正をお願いをするものでございます。

2番の概要でございますが、市税の延滞金の特例措置にあわせまして、税外収入金の延滞金の割合を次のとおり改めるものでございます。下に表がございます。15ページの新旧対照表を表にまとめたものでありますので、ごらんいただきたいというふうに思いますが、まず上段延滞期間、納期限の翌日から1月を経過する日以後、1カ月後ということでございますが、改正前が14.6%でございました。改正後につきましては、特例基準割合に7.3%を加えた割合としております。この特例基準割合と申しますのは、国内銀行の貸出約定平均金利の前々年10月から前年9月における平均に、さらに1%を加算した割合というような長い説明で大変恐縮でございますが、具体的な割合で申しますと7.3%を加えますと9.3%ということになります。14.6%が9.3%ということでございます。

次に下段、納期限の翌日から1月を経過する日まででございますが、これは改正前、特例基準割合に4%を加えたものということでございまして、この中の括弧書きにございます基準割引率と言いますのは、いわゆる公定歩合ということでございます。具体的な利率は4.3%ということでございます。改正後につきましては、上と

同じ特例基準割合に1%を加えた割合ということでございますので、これが3%ということでございます。4.3%から3%に低減されるというものでございます。

条例の新旧対照表につきましては、ただいま表のほうで説明をさせていただきました。

4番の施行日等につきましては、公布の日から施行し、平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用をするものでございます。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さん、質問ありましたらお願いします。

副委員長 還付金の場合です、利率はどうなるか、ちょっとそこら辺、教えていただきたいと思いますが。

税務課長 還付金につきましては、この表の下の部分に該当する部分もございまして、4.3%のところですね、2%の還付加算金ということになってまいります。平均貸出金利に1%を足したのが還付加算金の利率ということになりますので、平均貸出金利が仮に1%だと仮定しますと、そこに1%を足して2%となります。現状は、ここの部分は4.3%で行っております。以上です。

副委員長 ありがとうございます。

委員長 ほかに、ございますか。よろしいですか。それでは、質疑を終了します。

討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第3号塩尻市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第3号塩尻市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第4号 塩尻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

委員長 議案第4号塩尻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

企画課長 それでは、議案関係資料の16ページをお願いいたします。議案第4号塩尻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましては、昨年、制度を開始いたしましたから6年が経過いたしました。それを機にガイドラインの見直し作業を行ってまいりました。その中で選定審査会の組織の見直しを行うことなどに伴いまして、必要な改正をするというものでございます。

2の概要、大きく3点でございます。1つが、指定管理者の候補者の選定におきまして、公募の規定を設けるというものでございます。2点目が、指定管理者となることのできない法人等を規定するもの。3点目が選定審査会でございます。選定審査会の委員に識見を有する者を加えまして、その任期を2年として定めるものなどでございます。そして、公布の日から施行するものでございます。

具体的には次のページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思いますが、右側が現行でございます。左側が改正案でございます。左側改正案の第2条指定管理者の公募の規定を追加するものでございます。これまでを検証いたしますと、ほとんどが公募せずに非公募でございました。第1項では、それを公募するものとするとして、

公募が原則であることをこの条例の中に明記をいたします。これによりまして、新規参入の機会を広げることとするものでございます。第2項につきましては、第2項の4行目から公募を行わないことについて合理的な理由がある場合には、公募を行わないことができることといたしまして、特例を認めているものでございますけれども、原則第1項のとおり公募でございまして、この非公募につきましては、限定的な適用になるものでございます。

それでは、おめくりいただきまして18ページ、第5条指定管理者になることができない法人等を定めるものでございまして、これは実は地方自治法の兼業禁止に準じた規定を設けるものでございます。本来指定管理者の場合には、請負契約ではございませんので、地方自治法の兼業禁止には抵触いたしません。しかしながらですね、請負と同様に公平公正に、これは行われるべきことは当然でございます。また、疑念を招かないためにも、この地方自治法に準じた規定を設けるというものでございます。対象につきましては、議会の議員、それから市長、副市長、それから市の委員会の委員が役員等になっております場合には、指定管理者になることができないとするものでございます。ただ市が2分の1以上出資している法人につきましては、除外されるというものでございます。実は、現在塩尻・木曽地域地場産業振興センターがですね、ならかわ市場の指定管理者になっておりますが、市の出資率が23.3%でございまして、市長が理事長を務めておりますので、この今回の条例改正によりまして、指定管理者となれなくなります。したがって、経過措置を設ける必要がございますので、その経過措置につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

それでは、次のページ、19ページでございます。右側の改正前の第10条では、審査会の委員10人以内とこの条例で規定しておりまして、組織につきましては規則で定めております。現行、副市長と部長による内部審査組織として定めておりまして、それを左側の改正案の第13条でございます。条例でその組織を定めるものでございまして、委員7人以内で組織をいたします。そして、委員の過半数は第1号に掲げるものでなければならぬといたしまして、1号委員は識見を有する者、外部委員でございます。2号委員は副市長及び当該公の施設を所管する部長でございますので、内部からは2人でございます。したがって、外部委員を中心とした審査会にいたしまして、公平性、透明性を確保したいというものでございます。

それでは、おめくりいただきまして20ページにつきましては、今回の改正によりまして塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正をするものでございまして、左側改正案の一番下、公の施設指定管理者選定審査会の委員の報酬を定めるというものでございます。

それから、次のページ、21ページ、塩尻市児童館条例の一部改正、以下ずっと34ページまででございますが、34ページまで27件の条例につきましては、これは条ずれが生じたことによりまして改正でございます。

それでは、恐れ入りますけれども議案の冊子をごらんいただきたいと思っております。表紙に花の絵が描いてございます。塩尻市議会6月定例会議案の冊子をごらんいただきたいと思っております。議案冊子の議案第4号でございます。

議案の冊子の議案第4号、この1ページにつきましては、ただいま申し上げました内容の改正文をお示しているものでございます。おめくりいただきまして、2ページの附則の第2項の経過措置をごらんいただきたいと思っております。この条例の施行の際、現にこの条例によるとございまして、次の行の真ん中あたり、指定管理者の指定を受けている法人、先ほど申し上げました地場産業振興センターが該当いたします。これにつきましては、当該指定を受けている期間に限り、改正後の条例第5条の規定、つまり先ほどの兼業禁止の規定でございます、その兼業禁止の規定は適用しないとするものでございます。ならかわ市場の指定期間につきましては平成28年3

月までとなっておりますので、それまでは兼業禁止の規定は適用しないということといたしまして、次の更新時には検討をする必要があるというものでございます。指定管理者制度条例の改正につきましては以上でございますので、よろしくお願いいたします。

委員長 それじゃ、委員の皆さんの質問がありましたら、よろしくお願いいたします。

山口恵子委員 こちらの関係資料のほうの17ページの改正案の2の中で、合理的な理由がある場合は公募は行わないというふうに書かれていますが、具体的などといった内容が考えられるのかをお聞きしたいと思います。

企画課長 このその他公募を行わないことについて合理的な理由がある場合、その前に掲げてございますとおり、この指定管理者制度の目的でございます。施設のサービスの向上、経費の縮減及び設置の目的を効果的かつ効率的に達成する、これが制度の目的でございます。それが困難であると認められる場合ということにつきまして、この取り扱いにつきましては、今回ガイドラインの見直しの中で限定的にさせていただいております。1つには、特定の団体が保有する専門的なノウハウがどうしても必要と認められる場合。それからもう1つには、近隣施設との一体的な管理運営によってですね、効率的、効果的な管理が図られると認められる場合。それから地域と一体的になって地域づくりを目的とする施設で、地域づくりに寄与する施設である場合の特定された団体が適当である場合。このように限定的にさせていただいておりますので、これまでよりは、非公募という取り扱いについては限定的に少なくなってくるという取り扱いとしているものでございます。

委員長 よろしいですか。

柴田博委員 今と関連してですけども、その場合に非公募にしない場合については、それをどっかで表明する場があるわけですか。今回のその件については公募しないよっていうことを、どのように市民には伝えるわけですか。

企画課長 流れの中では、想定されるのは更新時でございます。今の指定期間が切れて更新するときにはですね、公募をいたしませんので、公募するかしないかということについては、期間が切れた時点でどうするかを判断いたします。それを庁内の決定をいたします。その決定については、9月に指定の議決でございますので、逆算しますと6月ごろ公募か非公募かという公表をするということになります。

柴田博委員 それからもう1点ですけど、関連資料の19ページの組織等のところですけども、13条のところでは7人の委員の中に公の施設を所管する部長が入ってるんですけど、これはその案件ごとに全部かわる場合があるんですけど、その場合にはいちいち条例を変えるわけですか。

企画課長 これにつきましては、担当部長がその施設の案件について審議するときに、その施設の特性ですとかを承知している立場で審査に参加いたしますので、それが終わった時点で任が解かれて、改めて次の施設の担当部長が委員として入るということでございます。ですから施設ごとに担当の部長がその任に当たって、その施設の審査が終わった段階で任が解かれて、また新たな施設の審査をするときには、その担当部長が委員として職に当たるということでございます。

柴田博委員 そうすると、例えば委員が7人であれば、ほかの6人とちょっと違う立場の委員という形になるわけですけども、それは任期2年ということとは、どういう関係になるわけですか。

企画課長 任期については2年ということでございますけれども、これについては任を解いて、そしてその審査の都度、また新たな任命をするということで、これは内部の取り扱いの中で職員については入れかわりになる

ということでございます。

柴田博委員 この条例の中で、そういうことも含めてわかるようにしておいたほうがいいんじゃないんですか。これだと委員が7人であれば、7人全部同じ立場の委員という形でしか読めないですね。

企画課長 これについては、条例の解釈の中で、職員については取り扱わせていただきまして、委嘱をいたします外部委員については、このとおり2年の任期をお願いしていくというふうをお願いしたいと思います。

柴田博委員 職員については、そういうふうにするっていうのは、それは中で決めりゃいいのかもしれないけど、この条例上は、それで問題になることはないわけですか。

企画課長 内部職員については職務上の命令でその任に当たるということがございますので、そういう取り扱いの中で対応させていただきたい。このそもそもの趣旨については、例えば外部委員の役割は財務的な視点からですね、経験をお持ちの方ですとか、経営の視点からノウハウをお持ちの方ですとかをお願いします。ただ内部委員については、その施設の特性を十分理解をしていて、そういう視点から審査をする委員が必要だということではめていましてございますので、これについては職務上の命令でその施設ごとに当たっていくということで対応したいということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

柴田博委員 条例上問題ないんであれば、いいと思いますが。

もう1点、公募の関係ですけれども、先ほどの説明の中で、これまでは公募しない場合のほうが多かったわけですが、今回こういう形で原則としては公募するという条文にして、特例もあるよっていう形にしてるわけですが、実際の運用上は個々の場合によって違うんでしょうけれども、今までのやり方を変えていくという、そういう方向なわけですか。それとも条例上はこうなってるけども、必要な場合には公募しないこともできるんで、そういう方向を続けるのか、その辺についてはどうなんでしょう。

企画課長 そもそもが競争原理を導入してサービス向上したり、施設の経営の効率化を図ることが目的でございますので、そういった観点からは入り口からですね、新規参入を閉ざすということはいかんという、そういう今回のガイドラインの見直しの中で、このように公募原則を設けたものでございます。そういたしますと、先ほども申しましたとおり、ある程度これは非公募というのはほとんどないと言いますが、限定的な扱いにしていくのが、これ流れでございますし、そのような規定、趣旨で条例に明記するものでございますので、よほどの合理的な理由がない限りはですね、公募が原則になってくるという扱いになろうかと思ひます。

委員長 ほかにございますか。

青柳充茂委員 柴田委員のにも関連するんですけどね、審査会について従来10人だったものを7人にした理由、何で減らしたのかっていう。何で7がいいのかっていう、そういうもしその根拠があれば。

それと構成要員というか、1、2、3ありますよね、識見を有する者から。私、今の柴田委員の質問を聞いていると、答弁聞いていると、2と3っていうのは、両方は要らないんじゃないかと思うのね。3があれば2は要らないのではないかと。審査する側に何で担当の部長や副市長が入ってなきゃいけないのか。審査っていうのは要請を出してきて、一定の手続きを踏んでこういう応募があったと、それを審査するときにあんまり市がいる必要はないんじゃないかな。事務局みたいなどころにいるっていうのは、わかりますけれど。関連して、この資料でいくと20ページにある6,700円の日額を払う中に、公の施設指定管理者選定審査会の委員って入っているわけですけれども、このときに副市長や所管部長にこういうものを払う必要があるのかっていう、そういう何かち

よっとやっぱり矛盾があるような気がしますけれど、ちょっとまとめて教えてください。

企画課長 まず1点目の従来10人というのは、これは庁内の副市長と部長で組織することを想定して10人としておりました。今回見直す中で、いろんな各市、いろんなパターンがありますけれども、大体七、八人ですとかが多いパターンでございます。それから、内部委員2人おりますけれども、過半数は外部委員というような位置づけにしますと、外部委員が5人で内部委員が2人、合わせて7人であれば、その過半数の規定もクリアできる。その辺も踏まえて7人以内で組織するというふうに規定をさせていただいております。

それから1号委員、2号委員、3号委員おまして、内部の職員ですとか要らないのではないかと御指摘でございます。これについてはですね、公の施設の設置目的ですとか、期待される役割を当初から理解してですね、それが採点に反映させることも必要であるというような考えの中から職員からの委員を加える。副市長と担当部長を加えるということが適当ではないかという判断をいたしまして、このような提案をさせていただいたものでございます。

それから6,700円の報酬につきましては、これは職員については休暇をとってこの会に出ているわけではございませんので、支給対象外となるというものでございます。以上でございます。

青柳充茂委員 そしたら、さっきの柴田委員の話にもあったように、条例上でもうちょっと普通に読んで、ああそうだとわかるようにしておいたほうがよくないかって話にはなと思いますけどね。何かね、やっぱり審査会っていうのは、どうしても市の内部の者は入ってる必要はないんじゃない。ある必要があるなって思うときは、この3号のその他市長が必要と認める者っていうのがあればいいんで、7人のうち4人が識見を有する者であれば、何て言うかな、審査会が独立して客観的に行われたものだっていうふうになるとは、なかなか言えないっていうかね、もっと全部識見を有する者であっていいくらいだっていう気がするんですけどね。どうですかね。

企画課長 いろいろこの制度がスタートしてから、いろんな自治体で試行錯誤しております。今回もこの外部委員、内部委員、どのような構成になっているか、県内初め調査もしております。外部からの委員を入れているのが、県下では12市で、内部職員だけでやってるのが、塩尻市含めて7市でございました。その辺ですと、外部だけで構成をしているところについては、外部だけっていうところはございませんで、内部の委員がかかわってその審査をする。審査の前段では、審査基準も設けます。その辺にもですね、かわりながら、その施設の特性に反映させていきたいということで加わっているという状況でございます。ちょっといろんな他市、いろいろ研究いたしまして、この程度の市のかかわりくらいは必要だろうという判断で、2人が庁内から入っているということでございますので、よろしく願いいたします。

青柳充茂委員 努力の方向性とかね、努力とかは非常によくわかるんですけどね、さっきの例えば6,700円みたいな話も、ちょっとそんなことはあり得ないと思うけど、条例でこう決まっているのに俺はもらってないっていうようなことを、例えばですよ、そんな部長はいないと思うけど、副市長もいないと思うけど、そういうことをもし言われた場合に、法律的にはだよ、純粋に法律的には払わなきゃいけないのか、それとも、いや、条例をつくるときに、市の内部の副市長や部長には払わないものとするって口で言ったから、それでいいっていう解釈で済んじゃうのかね。その辺、もうちょっと明確にさせていただきたいと思うけど。

企画課長 常勤の職員の場合には、これについてはその会議に出席する際にですね、職務専念免除をしてない

限り報酬を受け取ることはできませんので、これについては、明確に受け取ることはできないという取り扱いになります。

委員長 それは、そういうふうになってる、そういうふうになってるってことだね。

青柳充茂委員 俺の頭でもわけがわからないのに、いいです。

委員長 ほかにございますか。

森川雄三委員 これはあれですかね、指定管理者、何件になってるのか、現在。

企画課長 本年の4月現在でございます。41件が指定管理者制度を導入してございます。

森川雄三委員 始めて6年目ってようなことですけども、さっきのお話の中でもね、いわゆるサービスの向上とか効率化というようなお話なんですけど、その点はどうなんですか。そういうやっぱり一般的にとか、市の内部から見てもそういうことになっているのか、一般的にもそういうように思われているのか。その点はどのように考えておられますか。

企画課長 従来まではですね、公共的な団体にしか、条例に定めて公な施設の管理はさせることができませんでした。それが、今回の指定管理者制度によってですね、民間企業の参入も含めた制度に変わりました。したがって、従来のような特定された公共的団体以外にもですね、例えば今の中では情報プラザですとか、こちらについては、NTT東日本が入っております。本当に民間企業に開放して民間企業のノウハウをもってですね、経営をさせていただいているという点ではですね、成果としては、この制度の目的についてはあらわれているというふうに理解しております。

森川雄三委員 1点確認ですけど、先ほどの御説明で、ならかわ市場が平成28年度までまだ契約があるというようなお話で、あくまでも本体は本体、地場産センター、そして市場を平成28年以降に指定管理者にすると、こういうことで理解していいですか。

企画課長 今、ならかわ市場については、地場産センターが指定管理者になっております。

森川雄三委員 センター自身、そうか、センター自身。

企画課長 はい。それが、当面は経過措置がありますので、今までどおり地場産センターが指定管理者となって継続してまいりますけれども、平成28年3月で指定の期間が切れますので、そのときには、地場産センターがこのままでは指定管理者として公募して手を挙げてきても、兼業禁止規定に抵触をいたしますので何らかの対応が必要になると。その対応としてはですね、今、地場産センターの出資比率と、あと市長が理事長をやっているという点がございまして。それで抵触いたしますので、この施設そのものをですね、市の公の施設として維持して、そのまま指定管理者に出して地場産センター以外の方に指定管理をしていただくのか、それか、この施設そのものを民間に移譲して、指定管理者という市の公の施設としてではなくてですね、この後の活用をしていくのか、そういったような検討が必要になってくるということでございまして。いずれにしても、今回は法律の中で兼業禁止規定というのがある、それと類似した性格のものでございまして兼業禁止規定を設けたと。結果として、そういたしますと地場産センターはそれに該当しますので、それについては、このままの状態であれば、ならかわ市場の更新時には見直さざるを得ないということでございまして。その見直しは民間に譲渡するなり、地場産センター以外の指定管理者を選定するなりといったような見直しになるかと思っております。以上でございます。

森川雄三委員 それじゃ、平成28年以降もね、センターの指定管理者を公募した場合にですね、本当に民間

が出てくるか、例えば、現在まだまだ県の借入金残というものも残ってる。その場面で、どうなんですか、それは大丈夫なんですか、それで。

副市長 今の地場産センターは地場産センターで建物を持って、土地、建物を持って、独自の事業を展開しているわけですね。これは市長は全然何にも関係ない、ただ23%出資をしてるってだけの話ですよ、今の地場産センターは。別にならかわ市場という公の施設がありまして、あれは檜川村で実はつくった施設、補助金をもらってつくった施設ですから、公の施設として村が当時運営をしてたわけです。それを村が運営をして、それを塩尻市に引き継いだわけですけども、ああいう、いわゆる農産物直売施設を市で直接運営していることがいかなものかと。隣に地場産センターがあるんだったら、地場産センターに指定管理をして経営を任せたらどうかと、こういう議論が出てまいりまして、今のところ地場産センターに指定管理者としてお願いをされると、こういうことです。今回の条例が公布された際にですね、今言った兼業禁止の規定がございますので、平成28年が来まして、この指定管理の契約が終わってしまいますと、地場産センターが今までどおり指定管理者としてなることはできません。したがって、誰かが指定管理を受ける形で、それとも全く別な方法で公の施設としてなくすと。そうじゃないよと、公の施設としてその必要性がなければ、譲渡をするなり違う運営方法にお願いしますと、こういうことでございます。

森川雄三委員 ちょっと皆さんも違ってる場面もあると思うけども、言いかえれば、要するにならかわ市場の問題ですよ、これはあくまで。だで、ちょっとそこら辺のとこだけ皆さんも理解してもらわなきゃいけないと思うけども。ならかわ市場が指定管理者を地場産センターが受けていると。だから、俺はそれを聞いたわけだよ、だからどうもおかしいなと思った。理解できたで結構です、それじゃ。よろしくをお願いします。

山口恵子委員 先ほど非公募の場合の施設は限定的だというお話がありまして、現在は41件が指定管理されているわけですが、その限定的な施設、具体的に考えられているというのは、今、わかりますか。

企画課長 これはですね、個別に判断していくことになりますけれども、今の中で、例えばですね、先ほどガイドラインの中で申し上げました一体的な管理という視点で言えば、近隣、周辺を含めた一体的な管理という視点で見っていきますと、例えばファームのですね、丘のレストランですとか、パン・ピザハウスですとか、ミルクプラントでございます。こういったのは信州ファームのほうに一体的な管理が合理的だというような判断ができますので、そういったものについては、恐らく非公募が該当してくるのかなと思っております。その他については、個別に判断しながら決定をしていきたいと思っております。

委員長 いいですか。ほかにございますか。

副議長 まとめて聞きます。今の関係で、今の皆さんの限定的な考え方とか合理的な理由ってというのは、恐らく皆さんは厳格に守ってやるんだと思うんですけど、人がかわればそれも変っていくわけですよ、そうしたときに、そういったものをきちんと要綱か何かにもまとめておく必要があると思っておりますが、その辺はどうかということが1点と、それから第5条の関係になりますけれども、区長も市の特別職に当たるわけですが、区長はこういう対象になるのかということ。

それからもう1つ、これは例えばの話ですけども、NPO法人の塩尻市体育協会、ここの理事っていうのは、各地区会長があて職で出て来て構成されてると思うんですけども、もし今後、体育協会を指定管理にするような場合、そこにそういった該当する方が理事として入った場合どうなるのか、その辺教えてください。

企画課長 まず1点目の明文化をして公募、非公募については取り扱っていくべきだろうという御指摘でございます。これにつきましては、ガイドラインのほうに限定的に記述をしまして取り扱っていくということでございますので、ガイドラインで対応したいと。

それから区長についてはどうかということでございますけれども、区長については、議案関係資料の18ページの中の第5条第2項の中の委員には含まれません。第2項に市長、副市長、または法第180条の5第1項及び第3号に規定する委員ということですので、これについては、監査委員ですとか、教育委員会ですとか、農業委員会ですとか、そういう行政委員会でございます。区長については該当いたしませんので問題はないということでございますし、それからNPO法人の参入については、これは市からの出資関係ですとか、ここに列挙をいたしました対象者が関与するというものではございませんので、これについては、参入については閉ざされるものではないというものでございます。

委員長 ほかにございますか。

青柳充茂委員 さっきの審査会の関係で要望しておきたいんですけども、1号、2号、3号とありますがね、委員の種類に、これ全部最低それぞれの号から1人ずついなきゃいけないってわけではないと思いますので、ぜひ実際の運用のときにはね、1の識見を有する人たちが全部と。過半数最低なんて書いてありますけれど、全部そういう人たちにするとというくらいなイメージでやっていただきたいってことを要望だけしておきたいと思いません。

委員長 ほかにございますか。ないですか。それでは、質疑を終了いたします。

討論を行います。

柴田博委員 指定管理者制度そのものについてですね、条例を今回のように変えるということそのものについては反対するわけではありませんけれども、指定管理者制度ができるときにいろいろ議論はしましたが、サービスを受ける市民にとってですね、本当にいいような、市民のためになるような管理運営ができることが目的ですので、私は一概に、例えば全部公募にして民間のノウハウを使ってっていうことが市民のためになるかどうかっていうのは、時と場合によるというふうに思います。そういう意味で特例もあるんでいいわけですけども、私は今まで塩尻市がやってきた指定管理者制度ができてきてから公募をしないでやってきたっていうことは、市民にとってはとってもいい方法だったなというふうに思っていますので、これがまるっきり変わってですね、識見者が中心の、外部が中心の委員会になって、その辺のところを忘れられてですね、何て言うんですかね、収支だけ、利害だけ、そういうものを中心に公の施設が管理運営されることがないようにですね、やっぱり市のほうとしては十分考慮していただいてですね、市民のための施設だということを忘れないでやっていただきたいという思いを述べさせていただいて賛成します。

委員長 ほかにございますか。

ないようですので、議案第4号塩尻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第4号塩尻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

人事課長 先ほどの20ページの内部委員の報酬の関係で、ちょっと御説明させていただいてもよろしいでしょうか。

委員長 はい。

人事課長 このページには、別表のみ記載されておりますけれども、実はこの条例の中に第8条としまして、重複給与の調整という項目がございます。よろしいでしょうか。

委員長 説明してください。

人事課長 これを説明します。常勤の職員及び一般職の常勤を要する職員が特別職の職員の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受ける給与は支給しないということが、第8条に明記してございますので、内部職員については、この報酬を受け取らないというものになっておりますので、よろしくお願ひします。

委員長 今、そういうのがあるということで説明を受けました。

それでは、10分間休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時34分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

収納課長 先ほど中原委員から御質問いただきました国民健康保険税の大口者の人数であります、平成23年度決算時ではありますが93人です。以上です。

委員長 大口ってということだね。

収納課長 大口です。100万円以上が93人です。

委員長 ありがとうございます。それじゃ、次に進ませていただきます。

議案第5号 塩尻市国民健康保険榑川診療所条例の一部を改正する条例

委員長 議案第5号塩尻市国民健康保険榑川診療所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

健康づくり課長 それでは、議案関係資料35ページをお願いいたします。議案第5号塩尻市国民健康保険榑川診療所条例の一部を改正する条例でございます。本件につきましては、本年2月8日の議員全員協議会に導入の考え方として協議をお願いしたものでございます。

1の提案理由でございますけれども、施設運営の効率化及び利用者へのサービス向上を図るため、民間事業者等の能力を活用する指定管理者制度を塩尻市国民健康保険榑川診療所の管理等に導入することに伴いまして、必要な改正をお願いするものでございます。

2の概要につきましては、榑川診療所を市長が指定する指定管理者に管理させることに伴い、指定管理者が行う業務、利用料等を規定するものでございます。

3番の新旧対照表でございますけれども、次ページ、36ページをお願いいたします。左の欄改正案を主に説明いたしますけれども、趣旨につきましては、第1条として従来の国民健康保険法に加えまして、地方自治法第124条の2第1項の規定ということで追加をいたしております。

第2条の設置でございますけれども、これにつきまして、名称、位置でございます。名称は変更ございません。位置につきましては、現行では木曾平沢1451番地138となっております。この地番利用につきましては、近接の小学校、それから体育館、保健センター等でございますけれども、ここの代表地番ということの住居表示を使っておりました。合併前の平成6年に既に分合筆等をされておまして、位置につきまして正式な地番設定、管理するのに伴っての木曾平沢1475番地に修正をさせていただくものでございます。

第3条の指定管理者による管理でございますけれども、これにつきましては、先ほども説明いたしましたけれども、塩尻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例、第4条第1項各号のいずれにも該当し、ということでございますけれども、若干説明をいたしますけれども、第1項の各号につきましては、住民の平等利用の確保並びに施設の効用を最大限に発揮、管理を安定して行う物的、人的能力を有する者ということの各号でございます、に該当し、かつ診療所を運営するための必要な能力、技術及び実績を有する指定管理者ということになっております。

第4条では指定管理者が行う業務ということで、右の現行欄のところをまとめさせていただいた形になっておりますけれども、(1)番から(3)番まで、診療及び健康の保持増進に関する業務、あるいは施設、設備等の維持管理ということの設定でございます。

第5条の休診日及び診療時間でございますけれども現行と変わっておりません、原則的には、休診日につきましては、日曜、土曜と祝日、並びにウの年末年始の間ということでございますけれども、これにつきましては、今まではこういった例でございますけれども、実は月2回1日休診、あと2回を半日休診を実際としております。市長が認めるところということでございますけれども、ここのところではその休診日をなくして、サービス向上、医療科目を場合によっては、今、内科、外科をやっておりますけれども、他の科目等を補充しながら住民サービス向上という形にもってまいりたいと思っておりますけれども、そういった内容の休診日及び診療時間でございます。

めくっていただきまして38ページになりますけれども、第6条の利用料でございます。これにつきましては、利用料と言っておりますけれども、具体的には患者さんが支払う診察代等でございます。それを納入しなければならぬということを明記をさせていただきました。それから第2項では、利用料につきましては健康保険法の規定によるもの、あるいは高齢者の医療の確保に関する法律による基準ということでございます。それから3項でございますけれども、ここでは自動車損害賠償保険法ということで、主には交通災害等の損害賠償等々によるもの規定を入れさせていただきました。それから4項ですか、往診を受ける際の利用料金でございますけれども(1)番と(2)番、10キロメートル以下の場合には500円、それを超える場合には1キロメートルごとに200円を加算ということでございます。これは従来、この後説明しますけれども、次のページで別表のところに書いておりましたけれども、使用料のほうに入っておりましたけれども、使用料ではなくて利用料に含めるという形で、この条項に追加をさせていただきました。

それから7条の利用料の減免でございます。この7、8、9条につきましては、利用料を必要があると認めたときには、減免、あるいは免除という規定でございます。8条の別表につきましては、この後のページで説明をいたします。

それから10条につきましては損害賠償、利用する者が施設に対して破損等な場合には、補償しなければ

ならないということでございます。

めくっていただきまして40ページになります。先ほどの第8条関係の別表でございますけれども、右の現行欄でございます。諸証明につきましては、これはおむつ等の証明というふうに解釈をしていただければと思っておりますけれども、この証明2,000円のみ改定でも改正でも上げさせていただきました。その次の血液型判定料、これは実際には現在ございません。あった場合には通常の診療の項目の中へということになります。それから先ほどの往診車使用料、10キロメートルと10キロメートル以上ということございまして、この自由診療は削除させていただきましても、これにつきましては、保険証忘れなどの保険適用外診療と、主に観光者などが多いようでございますけれども、そういった場合の自由診療と。これも実際使用料ではなくて、診療報酬と利用料の中に入れさせていただきました。

35ページに戻りますけれども、4番の条例の施行等でございますけれども、平成26年4月1日から施行ということをお願いするものでございます。説明は以上でございます。

委員長 それでは、委員の皆さん、質問ありましたらお願いいたします。

副委員長 1点教えていただきたいのはですね、指定管理者制度って全て任せるといいますか、仮にですね、赤字になってしまったというようなことでこれ以上続けられないというようなときには、極端な言い方ですが、それはどういう措置をされるのか、そこら辺の考え方をお聞かせください。

健康づくり課長 一応、多分委員さんのおっしゃるのは、指定管理料のほうにも入ってくるかと思うんですけれども、実際指定管理料につきましては、これからこれがお認めいただければ選定審査会で募集要項あるいは仕様書等審査基準を決めていただいて、応募開始ということになりますけれども、応募のときに提出をされます事業計画書並びに収支予算書を提出明示をしていただきます。その場で実際には指定管理者側と市と協議ということで、各会計年度ごと協定書、協定書は基本協定というものと、毎年度行う年度協定とがございまして、そのときに協議をさせていただくんですけれども、実際には指定管理を行うときには、市のほうでは一般諸経費分相当をみるとかですね、いわゆる市で払う分と指定管理者側が払う分というのを、今のところ現在案でございますけれども、そういったのを作成しておりますので、いわゆる榎川診療所は、今、経営的にも大分いい方向に来ておりますので、赤字経営にならないような形で私ども考えておりますし、できるというふうに考えております。以上です。

副委員長 そういうことを願うわけですが、そうすると1年会計でいくので、仮に赤くなってもそんなに大きなあれではなければ、その中で処理されてくつていう。要は受ける人が、指定管理者が処理するっていうことになるわけですか。

健康づくり課長 おっしゃるとおりのところでございますけれども、そもそも指定管理にするというところが、要は、これは医療関係なものですから企業という言葉はふさわしくありませんけど、企業努力の面も実はございまして、頑張ってくださいやっただく。なおかつ、もしかすれば赤字になるかもしれないですけど、黒字になるって場合がございます。また、榎川診療所、今、外科、内科の診療行為のみを行っておりますけれども、このほかにですね、例えば往診であるとか、いわゆる健康相談であるとか、いろんな部分で膨らませてくつていう可能性もございまして、あるいは、その先で言えば、行政側としてはあれですけれども、介護、あるいは訪問してのリハビリ等々、膨らむ可能性が出てございますので、そういったところもあわせて地域医療、榎川診

療所を考えていただいての指定管理というような方向、構想を私ども持っておりますので、そういったところで医療関係者においては、そういったところへ膨らませていただくような構想を持っております。

副委員長 まあ、いいや。

委員長 いいですか。

森川雄三委員 これが通りますとですね、今後のスケジュールというか、いわゆる手続き条例に従って進められていくと思うわけなんです、来年の4月1日からです。どんな形で進められていくのか、ちょっとその点、わかる範囲で結構ですけど。

健康づくり課長 本議会でお認めいただければですね、この6月下旬にも先ほど話題になりました選定審査会、この場で募集要項、仕様書等の審査基準を決めていただきます。そこが決めていただければ、6月下旬から1カ月間の公募受け付けというふうに入ります。この受け付けをしたとほぼ同時に応募者への説明会、それから応募者は施設の見学等を経まして、その後にプレゼン、提案説明会ですね、それをいただきまして、その審査会において候補者の決定をしていただきます。それをもって9月の議会に指定管理者の指定の議決という運びでございます。後にそれ以降の議会において指定管理料等々お願いしまして、来年4月1日の導入予定という予定でございます。

森川雄三委員 今、公募期間というのはひと月という話なんだが、期間的に長いか短いか、ちょっと私も判断つかないが、その点はどうなんですか。もう応募する方がある程度決まってるからひと月もありゃいいだろうと、そんなことなのか、その点はどうですか。

健康づくり課長 30日以上というのは、いわゆるガイドラインに従って設定しております。応募者云々につきましてはこれからなもんですからお答えしませんが、そんなことをお願いいたします。

企画課長 期間につきましてちょっと補足をさせていただきます。今回のガイドラインの見直しでですね、公募期間については30日以上ということでございますけれども、それで十分かという議論もございました。したがって、今回の6月議会にこの条例を提案をした時点です、この条例が成立した場合には、公募をしますという予告をさせていただきます。これについては5月の末に予告をさせていただきますので、準備期間については確保をするということでございます。

森川雄三委員 これまでもね、地域で審議会初め、説明をいただいております。そんな中で行政として地域の皆さんに十分とは言えないまでもですね、理解を得たと、こういうように捉えていいですか。その点はいかがでしょう。

健康づくり課長 今、委員さんの御質問の、いわゆる檜川地域審議会、これにつきましては、昨年の7月末から3回の御提案、協議、1回は質問があったもんですから計4回の審議会への提案、御相談をさせていただいております。その中で御意見としましては、いわゆる無医地区、医者がいない地区と言いますが、無医地区をしないために私どもも今後永続的に診療を、現施設を有効に活用しながら永続的にサービスを提供していくんだという話を申し上げまして、一定の御理解をいただいたというふうに判断しております。

森川雄三委員 それとですね、意見として、指定管理者になってその運営状況といったものをいわゆる判定すると言いますかね、これで満足してるよとか、ちょっといろいろ意見あるよといったようなことが出せるような組織と言いますか、いわゆる評価委員とでも言いますかね、そんなような組織をおつくりになるお考えはないで

すか。

健康づくり課長 確かに地元の審議会でそういった御意見もいただきました。これにつきましては、指定管理が実際にスタートいたしますと、その以降、市のほうでもモニタリングという、いわゆる評価的なものをさせていただきますけれども、実際にはその会議の中では運営委員会的な組織をというふうにおっしゃられましたけれども、これにつきましては、ちょっと今後協議をまたさらに進めさせていただく上で、ちょっとこれ事務局案なんですけれども、例えばですね、檜川診療所にかかっている患者さんの会と言いますか、友の会と言いますか、そんなような組織的なものがもしできれば、逐次御相談したり、御意見を伺うというようなものを、ちょっと私なりに、今、個人的な考えなんですけれども持っておりますので、そういったのもお伝えしながらというふうに思います。以上です。

森川雄三委員 いずれにしてもですね、こういうように判断されて、もうそれに向かって進むという中でありますけれども、今、状況としては、大変先生も一生懸命やっただいてですね、地域も信頼をしながら今の運営がスムーズにいってることはもう間違いないわけですよ。これがわかりましてですね、もしおかしなことっていうのではないと思いますけれども、そういったことがあったら大変ですよ。ぜひ、その点をお考えいただいでですね、討論みたいになっちゃいけないけど、ぜひ、今申し上げた評価委員とは申しませんが、そこら辺を、ちょっと意見の言える組織みたいなものをつくっていただければありがたいかなと、こんなふうに思いますので、ぜひそこら辺を御検討いただきたいと思います。要望しておきますので、よろしくをお願いします。

委員長 ほかにございますか。

柴田博委員 公の施設を指定管理する場合に、これまでのほかの施設の条例だと指定管理を行わせることができるっていうのと、指定管理を行わせるっていうのと両方あると思うんですが、今回は行わせるということ言い切ってるわけですけど、その辺についてはなぜそういう形に。行わせることができるというふうには、するあはなかったわけですか。

健康づくり課長 実は今、委員さんおっしゃるとおり、できるということだったんですけれども、私ども、そもそもこの指定管理を考えたときには、現行の医師、あるいは看護師、全国的な医師不足の中で、将来って言うても近い将来的には確保は直営のままでは難しいと、医師の確保が難しいということからスタートしておりますので、ここは最善の方策として指定管理すると、していただいて今まで以上、今までどおり、今まで以上な医療サービスを提供していくということに立っての条例というふうに御理解いただきたいと思います。

柴田博委員 今準備してるんでそんなことはないのかもしれないけど、もし公募しても応募がなかったような場合にはどうされるわけですか。

健康づくり課長 現行のままの直営ということになりますので、また条例は改正させていただく形になると思います。

柴田博委員 そういうことですね。

委員長 よろしいですか。

柴田博委員 それからもう1点ですけども、今の状況の中でですね、医師用の住宅っていうのを市が保有してると思うんですけども、その住宅についてはどうされるおつもりでしょうか。

健康づくり課長 これはここで言ういわゆる公の施設というところではないかと思っておりますけれども、いわゆる診

療所と附属する建物ということで、この中には入っておりませんが、あわせて指定管理を行うという予定をしております。

柴田博委員 ちょっと具体的に言うと、どういう扱いになるわけですか。

健康づくり課長 診療所と医師住宅を指定管理に出すということになります。

柴田博委員 今の医師住宅の使い方についても指定管理者が好きにやっていると、そういうこと。

健康づくり課長 そういうことでございますけれども、一応資産は市のものでございますので、軽微な修繕等はお任せをするという形になろうかと思えます。

柴田博委員 利用の方法としては、例えば指定管理を受けるところが、そこに派遣してくる医師を住ませる住宅に使うだろうという、そういうことでいいんです。

健康づくり課長 そのとおりでございます。

柴田博委員 じゃ、いいです。

山口恵子委員 先ほど、今後将来的な構想として、今、内科、外科以外にも診療科目が広がる可能性もありますし、地域医療のほうへ広がっていくというような可能性のお話をお聞きしましたが、市としての医療方針ですか、そういったものを指定管理者の医療関係者にお示しをしていただく必要もあるのかなというふうに感じています。その点はいかがでしょうか。

健康づくり課長 市の方針につきましては、一応、募集要項あるいは仕様書の中でこういったのを描いているんです。よってということで、基本方針を示させていただきますので、今、委員さんがおっしゃったようなことについては、ある程度箇条書き的にお示しをして、相手から提案をさせるという形になろうかと思えます。

山口恵子委員 そういった実際に医療とか診療を実施していく場合に、必要な医療器具ですとか、設備投資など、やはり今、医学はどんどん進歩していった次から次といろいろ新しい機械ですとか設備がふえていきますので、その辺の購入経費ですとか、経営に関しては全て指定管理者側の責任の範疇で行われるのか。要望されれば市のほうも多少経費、医療器具に対しての経費の負担があるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

健康づくり課長 現行の診療所につきましては、いわゆる高額医療という、例えばCT装置なんかの場合は数億円するっていうものがございますけれども、大分経年劣化等で更新あるいは修理が必要になってくる可能性もございます。そういった部分につきましては、基本的には市と管理者側との協議になっておりますけれども、市としていわゆる医療機械を購入する場合は、補助金等を受けられる場合がございますので、そういった部分については市のほうで積極的に購入をして無償貸与ということになるかと思えます。

山口恵子委員 もう1点確認をしたいんですが、直営になることと指定管理者になるってということで、災害時とか、有事の場合の協力体制とか、市との関係性が変わるのかどうか。直営と同じような状況が保てるのかどうか、その辺確認をさせていただきたいと思えます。

健康づくり課長 その辺も募集要項、仕様書の中で災害時の対応、地域のそういう拠点としての対応ということとどうたわせていただく方向でございます。

委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

中原輝明委員 今、こうやって聞いていると厳しい説明だが、答弁してるが大変だと思う。御苦労さまだ、それは。それ1点だけ。

それで聞きたいのは、この後の経過さ。これからどういう方向で、6月に公募してひと月、そして決定するのはいつごろするの。それ、全部できてるでしょ、もう。決定するのはいつごろするの。

健康づくり課長 先ほども若干説明したかと思いますがけれども、選定審査会のほうでこの下旬あたりから1カ月間公募をしまして、応募されてきた人について選定審査会でおおむね8月に候補者を決定します。候補者なものですから、それをもって議会で御提案申し上げて議決をしていただくという形でございます。

中原輝明委員 そんなことは順序だが、いつごろだって言えばそれで終わりだ。8月に決定するとかさ、それだけで終わるだ。俺は、それ以上は聞きたかないだ。俺の聞いているのは、いつごろ決定するかって聞いたら、経過の必要はないだわ。8月の末には決定します、それでいいじゃん。今の言われたことはもうわかってるだ、百も。言った質問に答えてくれりゃいいだ、俺は。

委員長 いいですか。

中原輝明委員 いい、それだけで。

委員長 ほかにございますか。ありませんか。それでは、質疑を終了します。討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第5号塩尻市国民健康保険榑川診療所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第5号塩尻市国民健康保険榑川診療所条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、これで休憩に入りまして、午後1時5分から。今度は申しわけないですが、請願と陳情で説明員が来るようになっておりますので、途中挟みますけれども、そこから午後は始めさせていただきます。午後1時5分からでございます。よろしくお願ひします。それまで休会といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時03分 再開

委員長 それでは、時間少し早いですが、全員おそろいですので、休憩を解いて再開をいたします。

午前中にも申し上げましたように、まだ議案は残っておりますけれども説明者の方がおいでになるということで、請願、陳情のほうを先に審査させていただきますので、よろしくお願ひをしたいというふうに思います。請願、陳情が当委員会にそれぞれ1件ずつ回付されておりますので、最初に請願を審査いたします。

請願6月第2号 長野地方裁判所支部における労働審判の開設に関する請願

委員長 請願6月第2号長野地方裁判所支部における労働審判の開設に関する請願について審査いたします。事前に文書表が配付されておりますので、朗読を省きたいがよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 説明者がおりますので、説明者から説明をお願ひをしたいと思います。

請願紹介議員 それでは、お時間をいただきました請願 6 月第 2 号長野地方裁判所支部における労働審判の開設に関する請願について御説明をさせていただきたいと思えます。本日は、議会基本条例第 7 条の 4 項に基づきまして請願者を代表して、今回塩尻市に弁護士事務所を開設いたしました小林毅弁護士がいらしておりますので、小林毅弁護士より趣旨の説明をさせていただきます。お願いします。

委員長 それじゃ、小林弁護士、お願いいたします。

請願説明員 先ほど御紹介をいただきました長野県弁護士会の弁護士の小林毅と申します。このたびは、こういったお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。私のほうから今回請願を出しました長野県弁護士会を代表いたしまして、私のほうから今回の請願について御説明をさせていただきます。本日は、配付資料ということで A 4 の 1 枚紙とパンフレットを事前に配付させていただきましたので、それをごらんになりながら今回の説明をお聞きいただければというふうに思います。

それでは説明をいたしますが、A 4 紙を、1 枚紙をごらんいただきまして、今回、支部における労働審判の開設についてということで長野県弁護士会の地域司法計画推進委員会という委員会がございまして、その委員長の齋藤泰史名で署名がございまして、まず長野県弁護士会は、昨年の 6 月 23 日の弁護士会の総会において、地域司法の充実を求める総会決議というものを行いまして、真の意味で住民にとってより利用しやすく、わかりやすく、頼りがいのある司法となるよう活動をしておりまして、この決議におきまして、長野県において裁判官や検察官の増員等を求めて決議を採択いたしました。そして、その決議内におきまして、とりわけ長野地方裁判所松本支部において、早急に労働審判手続きの取り扱いを開始するというのも決議の中で求めております。

そこで、労働審判というものについて少し御説明をさせていただきますが、パンフレットの見開きですぐのところは図がございましてけれども、こういったものが労働審判でして、労働審判というものは解雇であるとか、給料の未払いといった事業主と個々の労働者との間に労働に関するトラブルがあったものを迅速、適正かつ実効的に解決することを目的として地方裁判所で実施される手続きで、平成 18 年から制度として導入をされました。この手続き、パンフレットの図にもございまして、3 回の期日で事件の解決を図るということで、一般の訴訟ですと期日が 3 回という決まりがありませんので、場合によってはどんどん先延び先延びになって、解決が延びてしまうということはあるんですが、ここで 3 回と決まっておりますので、迅速、そして適切な、図にもありますけれど、労働審判の審判員の中に専門の労働審判員という労働関係にかかわっている方が加わりますので、そこで一般の裁判官に加わって、そういった専門家が加わるということで、また適切な解決も図れるという制度になっております。それで平成 18 年に労働審判という手続きが導入されましてから、全国的に事件数が急増しているという状況であります。

長野県における労働審判の現状といたしましては、現在、これがまさに今回の請願の肝なんですけれども、長野地方裁判所の本庁、つまり長野市の裁判所のみで申し立てができるという状況でして、例えば、松本であるとか、伊那、飯田では、労働審判の申し立て自体をすることができません。そうしますともちろん、木曽の方であれば松本まで行かなきゃいけないわけですが、木曽であるとか伊那、松本に行くことでさえかならず長野まで行かなきゃいけないんですけれども、木曽や伊那、飯田の方々が労働審判の手続きをするためにわざわざ長野まで行かなければならないということになっております。それで木曽や中南信の方の労働事件がそれほど数が多くないんであれば長野でということもあるんでしょうが、それで、A 4 紙の真ん中ら辺に件数が載ってますけれども、東

北信と中南信において、労働局の統計における労働事件に関する件数というものは、中南信と東北信でそれほど変わっていないということですから、そうしますと、それで労働審判の実際の数というところなんですけど、これパンフレットの6ページ目の真ん中ら辺の と書いてあるところの枠のところに書いてあるんですが、労働審判、じゃ実際どうなのかという、平成22年であれば36件中東北信が27件なのに対して中南信は9件、平成23年は、総申立数が26件中東北信が14件に対し中南信は12件と。中南信のほうの数が少ないと。先ほどごらんいただいたように労働紛争の数はそれほど変わらない、場合によっては中南信のほうが多いのに、労働審判の数は中南信が少ないということは、こういった先ほど申し上げたような距離的な事情等があって断念をされている方というものが多くおられるということが推測されるわけです。そこで、まず、とりわけ中南信の方の便宜を図るべく、長野地方裁判所の松本支部において労働審判を扱ってもらうということが早急に必要だということになりまして、弁護士会としてもそういったことで裁判所に働きかけをしているところでございます。しかしながら、やはり弁護士が言うよりも地元の方から声が上がるといことが、やはり裁判所を動かす大きな鍵になるかというふうに思いますので、ぜひとも貴議会におかれまして御協力をいただきまして、今回の請願について採択をいただき、意見書の提出をさせていただきたいと、こういうふうに考えております。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。それでは、質問、意見ありましたら、お願いします。ありませんか。

青柳充茂委員 請願の趣旨等については、全く理解よくできるんですね。できるんですが、なぜ、この労働審判制度が導入されてから何年、7年くらいですか。8年目くらいですか。当然、支部で受け付けられるようになってもいいと思うにもかかわらず、それができなかった理由っていうのは、どういうところにあるというふうに弁護士会のほうではお考えかということをお教えいただけますか。

請願説明員 弁護士会のほうで働きかけをしております、それに対する裁判所の回答としてあるのは、裁判官の数が足りないということで、そうすれば、じゃ裁判官をふやしてほしいと言いますと、予算がないからと。毎回そのパターンになっていまして、ただほかの場所でも労働審判をやっている支部というものの自体数が少ないんですが、特に長野県というのは、県では広いという事情がありますので、やはりそういった、あと事件数が長野県は少ないのでというふうに言われるんですが、事件数よりも長野県は数だけではない、先ほど距離的な、時間的な問題等もありますので、そういった働きかけをするんですが、裁判所としてはいつも裁判官不足、予算不足を理由に積極姿勢を示さないというのが現状です。

青柳充茂委員 ありがとうございます。あともう1つは、市民的に見ればね、民主党政権下のほうが、こういうのもっと積極的にやられたらよかったんじゃないかなって気がするんだけど、今、むしろ自公政権下になってやりやすくなったと思うか、どんなふうな、今、見てらっしゃるのか。とにかく勢いをつけてやっちゃわないとできないと思うんですね。だから本当の原因っていうのは何なのかっていうのを見きわめて、ここは、せっかくやるのであれば、ばーっと一気呵成やっちゃわなきゃいけない。そのためにはどうしたらいいかってことなんですけれど、ちょっと見通しを。

請願説明員 そうです、そういう政権の交代っていうところはあれなんですけど、何とも言い方が悪いんですが、ちょうどやはり時期的な、これまでも弁護士会のほうでは少しずつ活動をして、ちょうど活動の盛り上がりの時期がたまたま政権交代の時期に重なってしまったという部分があって、特に何か政権の、ある意味そういう意味

が、そういう点では弁護士会の下手なところもあるのかもしれないんですが、そういった政権の動きとは関係なくやってきたところがありまして、そこで今の時期という部分はあるかと思うんですけども。確かに今、政権、ちょうど法務大臣が谷垣大臣で弁護士資格を持っていたり、自民党にも弁護士資格をお持ちの議員の方多くおられて、そういったところを中心に働きかけをしていって国の政策につなげていきたいというところもあります。ただ労働審判の問題は、もちろん予算面ではやはり最高裁判所から財務省への働きかけというのはあるんですけど、基本的に労働審判をどこでやるかというのは、最高裁判所の下にある裁判官会議というか、そもそも裁判官内で決められる話なので、そこが非常に三権分立の司法と行政の対立というか、関係があって、なかなか直接政治に働きかけてすぐっていうところにはいかなない難しさはあるんですけど、ただ予算の部分という意味では、財務省がどう意向を示すかっていうのは、非常に最高裁が強い関心を持っているようなので、そこら辺をルートというかきっかけにして進めていくというのは、考えているところではあります。

青柳充茂委員 ありがとうございます。今、御存じのとおり法務副大臣がちょうど地元の出身の代議士でもあるしね、その方財務省の出身でもあるし、チャンスだと思いますんで、ぜひ頑張ってください。私たちも応援できることは、いっぱいしたいと。ありがとうございました。

委員長 ほかにございますか。

柴田博委員 松本支部でも受け付けができるようにするっていうことは、長野の地方裁判所だけで判断できる問題ではないという、国がそういうふうにいよいよって言わないとだめだっていう、そういうことなわけですか。

請願説明員 そうです。基本的には、裁判所の会議で決めなきゃいけないということが。ただ所長の裁量でということなんですけど、さすがに所長1名の、組織なので、というわけにはいかず、裁判所会議等で検討するというようになっているようです。

柴田博委員 そうしますと今、ほかの県でも地方裁判所の本庁だけで受け付けてるということなのか、それとも、ほかでは支部でも受け付けてるところもあるのかどうか、その辺についてはおわかりに。

請願説明員 現在支部で取り扱っているのは、福岡の小倉支部と東京の立川支部なんですけど、立川は明らかに人口規模が大きいのでということと、あと小倉は事件数が多いのでということで、現在2つの支部で実施をしているということです。

委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは質疑を終了し、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、請願6月第2号長野地方裁判所支部における労働審判の開設に関する請願については、認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、長野地方裁判所支部における労働審判の開設に関する請願については、全員一致をもって採択されました。

それでは、意見書(案)が出されているということでございますので、お配りいただけますか。

それでは、事務局のほうであれかね。朗読してもらったほうがいいかな。

議会事務局庶務係長 意見書(案)につきまして、お手元に今配らせていただきましたので、事務局のほうで

朗読させていただきます。

長野地方裁判所支部における労働審判の開設を求める意見書(案)宛先につきましては、最高裁判所、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣宛てという形で提出されております。

地方自治法第99条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

社会経済情勢の悪化に伴い、労働紛争が増加している。この紛争を簡易かつ迅速に、裁判所において解決する制度として、平成18年から労働審判手続きがはじまった。労働審判手続きの導入以来、全国的に申立件数は急速に増加しており、労働審判手続きによる労働問題解決の必要性が高まっている。

しかしながら、長野県内においては、労働審判を取り扱っている裁判所は長野地方裁判所本庁のみである。労働審判手続きの対象である事業主と労働者との間の紛争は、県内各地で等しく存在するものであるが、特に中中信地域の住民が労働審判の申立を行うためには、長野市までの交通費や移動時間の負担を強いられることから申立をあきらめてしまっていることが推測される。国民に対する司法サービスの提供については、本庁地域と支部地域との間で差があってはならないのであり、裁判を受ける権利を実質的に保障するためには、裁判所支部において取り扱うことができる事件を拡大することが必要である。よって、国においては地域における司法の充実を図るため、長野地方裁判所各支部において労働審判手続きの扱いを可能とすること、とりわけ長野地方裁判所松本支部においては早急に労働審判の取り扱いを可能とすること、そのために必要な裁判官及び裁判所職員の増員、物的施設の整備を行うことを強く求める、という意見書(案)です。よろしくお願いたします。

委員長 それじゃ、このような意見書を出したいということですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは、異議なしと認め、そのように決定をいたしたいと思ます。どうもありがとうございました。

請願説明員 ありがとうございました。

陳情6月第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情

委員長 それでは、続きまして、陳情6月第1号地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情ということで出されておりますので、これも事前に配付はしてございますので読みませんが、説明者が来ておりますので、大村説明員から説明を最初に求めたいと思ます。お願いたします。

陳情説明員 本日は、このような説明の場を頂戴いたしましてありがとうございます。私は塩尻地区労働組合会議の構成団体の1つであります自治労長野県本部で中央執行委員をしております大村一と申します。よろしくお願いたします。本日は地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情につきまして、趣旨説明をさせていただきます。

政府はですね、2013年度、本年度の地方財政計画の中で大幅な減額、地方自治体の自主財源である地方交付税をですね、大幅に減額したということがございます。このことはですね、陳情書にも書いてありますとおり、地方交付税法第1条の規定、この中には地方公共団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、またその財源の均衡化を図るとということが明記され、地方交付税の交付の基準の設定をですね、地方行政の計画的な運営を保障することというふうに明記しております。これがいわゆる地方自治の本旨の実現に資するということが法律

のほうで規定されております。そういった中、これまで国が策定しております地方財政計画の規模は、2001年からこの2013年までの間に7.4兆円圧縮がされております。それにあわせて、地方交付税の各自治体への配分、自治体にとっての歳入はですね、地方財政計画の中では減少傾向となっております。反対にですね、地方財政計画の中で一般行政経費、歳出としてはですね、同じく2001年から2013年まで11兆円ふえていると。それだけ地方財政、地方自治体が担う地方行政サービスというものが増大しているというふうに国は判断している中、先ほど申し上げたとおり地方財政計画の中で財政規模は7.4兆円減らされているという現状がございます。

こういった中ですね、増大する公共サービスをこれからも維持していくためには、必要な歳入が必要であると。そのためには国が責任を持って地方交付税をきちんと地方へ配分する必要があるというのが、本日申し上げている意見書採択の中身でございます。今後ですね、2014年度の地方財政は、財務省を中心として圧縮になる動きがですね、懸念されてるところでございます。地方財政計画、地方交付税の総額の決定に当たっては、国が一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場におきまして十分な協議のもと、地方の求めるものにあわせたものでなければならないというふうに私も考えております。今日は、地方公務員という立場ではなく、地方で働く人間の一人としてですね、皆様に御説明をさせていただきました。本日の私の説明した趣旨を御理解いただき、採択となりますようお願い申し上げます。以上です。

委員長 ありがとうございました。それでは、委員の皆さんから質疑を受けたいと思います。ありますか。

柴田博委員 質疑ではありませんけれども、意見書（案）が出てるので、できたらそれを先に見せていただきたいんですけど。

委員長 意見書（案）それじゃ、お配りいただけますか。

これも事務局で、ちょっといいですか、朗読も。

議会議務局庶務係長 それでは、地方財政の充実・強化を求める意見書（案）ということですので、朗読させていただきます。宛先につきましては、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣、経済産業大臣に宛先ということになっております。

意見書（案）を読ませていただきます。

2013年度の地方財政計画において、政府は国の政策目的の実現のために、地方公務員の臨時給与減額に係る地方交付税減額を推し進めました。このことは、地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治の本旨からみて、容認できるものではありません。

地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する地方団体の独立性の強化、地方行政の計画的な運営に資するものでなければなりません。この法の目的を実現するため、地方財政計画・地方交付税については、国の政策方針のもとに一方的に決すべきではなく、国と地方の十分な協議を保障した上で、そのあり方や総額について決定する必要があります。

さらに、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割は増大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。

以上のことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2014年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大に向けて、政府に次のとおり対策を求めます。

- 1．地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもと決定すること。
- 2．社会保障分野の人材確保、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税総額の拡大を図ること。
- 3．被災自治体の復興に要する地方負担分については、国の責任において通常予算とは別枠として確保すること。特に被災自治体の深刻な人材確保に対応するため、震災復興特別交付税を確保すること。
- 4．地方公務員給与費の臨時給与削減により減額した給与関係経費等に係る財源については、完全に復元すること。また、地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、国の政策方針に基づき一方的に算定方法を決定するのではなく、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること。
- 5．地域の防災・減災に係る必要な財源は、通常予算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振りかえは厳に慎むこと。
- 6．地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について対策を講じること。以上です。

委員長 それでは、質問、意見ありましたらお願いします。よろしいですか。

森川雄三委員 この他市の状況は、どうだい。どうなってる。

議会議務局庶務係長 この陳情に関しましては、他市では請願で取り扱われているところ、陳情で取り扱われるところがございますけれども、受理が9市、そのうち採択が5市です。請願で受理されて採択されたところにつきましては、昨年の9月になりますけれども長野市、松本市が採択、それから飯田市は本年5月の受理で審査予定という形になっておりまして、小諸市は採択、それから飯山市も採択、中野市が採択という形になっております。以上です。

委員長 ほかに質問、意見ございますか。よろしいですか。それでは、質疑を終了します。

討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、陳情6月第1号地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情については、認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情については、全員一致をもって採択されました。

それでは、以上で請願、陳情については終わりたいと思います。ありがとうございました。

別に意見書もいいですよ。もし、少し変えるようなところがありましたら、委員長、副委員長にお任せりたいと思いますが。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 よろしくお願いたします。

議案第6号 塩尻市新型インフルエンザ等対策本部条例

委員長 それでは、午前中に引き続きまして議案のほうへ戻らせていただきまして、議案第6号塩尻市新型インフルエンザ等対策本部条例についてを議題といたします。説明を求めます。

健康づくり課長 議案関係資料41ページをお願いいたします。議案第6号塩尻市新型インフルエンザ等対策本部条例でございます。

まず、この新型インフルエンザの定義について若干説明申し上げたいと思います。本年3月から中国で発生しておりますH7N9の鳥インフルエンザでございます。これは鳥から鳥、あるいは鳥から人へと感染をしまして鳥インフルエンザとなっておりますけれども、この人へ感染したものが変異をいたしまして人から人へ感染するものが、新型インフルエンザという定義になっております。それから新型インフルエンザ等とございますけれども、この等はその時点で未知なもの、かかりますと非常に重篤な感染になるということの新感染症と呼ばれるものが、等でございます。ということで、新型インフルエンザ等対策本部条例という御提案でございます。

まず1番の提案理由でございます。新型インフルエンザ等対策特別措置法、これが本年、平成25年4月13日に施行をされました。これに伴いまして、塩尻市新型インフルエンザ等対策本部について、新たな条例の制定をお願いするものでございます。

2番の概要でございます。新型インフルエンザ等の発生に際し、その対策を的確かつ迅速に実施するために設置する塩尻市新型インフルエンザ等対策本部の組織及び運営について、必要な事項を定めるというものでございます。

条文につきましては、恐れ入ります議案のほう9枚目くらいになりますか、議案第6号をごらんいただきたいと思います。

まず趣旨第1条でございますけれども、今申し上げましたけれども、この条例は新型インフルエンザ等対策特別措置法、この措置法におきましては、国全体の中での体制整備としまして行動計画の作成、あるいは対策本部の設置、あるいは先行的事業の従事者、社会機能維持事業者も含めましての予防接種等々でございます。また内容につきましては、発生時の措置ということでございまして、外出の自粛要請、あるいはイベント等の開催の制限要請、指示、ほかには住民に対する予防接種、あと医療提供体制の確保、これは臨時的医療機関も含めるものでございますけれども、それと埋・火葬の特例等が特別措置法の内容でございます。この法の中の第37条においての流用する法第26条の規定に基づきまして、塩尻市新型インフルエンザ等対策本部に関しての必要な事項を定めるというものでございます。

組織でございますけれども第2条、この組織につきましては、実は現在、本市におきましては災害対策基本法に基づきます塩尻市災害対策本部条例がございます。このインフルエンザ等の対策本部につきましては、この災害対策本部条例に名称をもう1つ加えましての同様の組織での本部の立ち上げの条例という形になります。第2条では、この対策本部長は対策本部の組織を総括するということになっておりますし、第2項では、この対策副本部長は、本部長を補佐するものということでございます。

それから主なものは、第3条の会議でございますけれども、この本部長につきましては先ほども出ておりましたけれども、円滑に行うために必要に応じて対策本部の会議を招集するというので、2項の中では、国の職員、またその他の市の職員以外の者も会議に出席できるということでございます。

また第4条では、(部)としまして、必要に応じて対策本部に部を置くことができるということで、それらにつ

きましては本部長が指名するというものでございます。

なお、補則としまして5条で、他に必要なものについては本部長が定める。また附則として、公布の日から施行するという内容でございます。以上説明でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、委員の皆さんから質疑がありましたらお願いいたします。いいですかね。よろしいですか。それでは、質疑を終了します。

討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第6号塩尻市新型インフルエンザ等対策本部条例について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第6号塩尻市新型インフルエンザ等対策本部条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第14号 公平委員会委員の選任について

委員長 議案第14号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。説明を求めます。

人事課長 それでは、議案関係資料57ページをお願いします。議案第14号公平委員会委員の選任についてお願いします。提案理由でございます。公平委員会委員の選任につきまして、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めます。

概要につきましては、委員3人のうち、小野仁志氏が平成25年6月30日をもって任期満了となることに伴い、新たに北川直樹氏を適任者と認め、選任しようとするものでございます。略歴等につきましては、次の58ページに掲載させていただいておりますのでごらんください。以上です。

委員長 それでは、委員の皆さんから質疑を受けます。

中原輝明委員 ちょっと基本的なことだけでも、こういう公的な委員を選出するときに、誰がどこでどうやって選出するの。基準が何かあるの。ただ出て来たのを俺たちが納得するだけじゃなくてさ。どこで、どうやって、どういう人物がいいか、いけないかって。公平委員に匹敵してるか、してないかって。その経過は、どこで誰がどうやって決定するのか。これはね、ちょっともう少ししゃべらすと、いろいろ人から人へ話を聞くと、なぜあの人がなったかなんていうことも聞こえるだよ。公平に選択してるか、いないかってことが基本だ、これは。

総務部長 こうした委員の選任につきましては、1つとすれば審議会の委員とか、計画書を策定する委員等については公募という方法もあるかもしれませんが、今回のこの14号と次の15号にも言えることでありますけれども、一応、任期を踏まえて人事サイドとかです、あるいは理事者、それと必要に応じては、その選任に当たって男女比とかです、あるいは市内の地区別的な配慮とか、あるいは年齢的な配慮っていうのが必要になってきますんで、そういう関係を勘案する中でですね、今申し上げたとおり、それぞれの推薦できる方がいれば推薦をしていただいて、その中で審査をしながら、審査と言いますか内容を精査させていただきながら決めていくということではございまして、はっきりその規定があるわけではございませんので、いつ幾日に会議を持ってこういう方を推薦して決めたという経過はございませんが、過程の中では今申し上げたこと等について配慮しながら

ら選任をさせていただく。最終的には副市長、理事者、市長の承認を得てですね、話を進めさせていただくと、こういうことになっております。

中原輝明委員 納得したような、しないようなもんだけども、これはなかなか難しいことで、誰が選択しても異議はあると思う。だで、なるべくあんまりないような選出方法をしていただきたいということだけ要望して終わり。

委員長 ほかにございますか。

私のほうから、公平委員ってのは職員の苦情とか、そういうものの申し立てに対してっていうことだと思えますが、職員からの苦情の申し立てみたいなのはどのくらい年間あって、それに対して公平委員会ってものを開くと思うんですが、その辺の内容について、わかればお聞きしたいと思えます。

監査委員事務局長 実務面の御質問ですので私のほうからお答えさせていただきますが、公平委員会自体は職員の勤務条件に関する措置要求ですとか、不利益処分に対する審査を行うことになってはいますが、具体的にはこれらに関するものは詳細なデータを持ってないもんですから、過去10年は、これに関する審査、不服申し立てはございません。毎年毎年公平委員会を開いてますが、まず登録団体というのがありまして、その職員と称する者は、今、塩尻市には2つ登録団体がございまして、1つは塩尻市職員労働組合、もう1つは長野県教職員労働組合松塩筑支部塩尻単位組合というのが登録になってます。そこに所属する職員に関する措置要求ですとか、苦情申し立てをやることになっておりまして、現在、登録事項というのがありまして、その役員ですとか、そういうのも毎年毎年変わるもんですから、登録事項を認めるか認めないかということで最低年に2回、それぞれが出て来ますので、そういった形で会議を開催しております。以上です。

委員長 ほとんど不満がないのか、これを利用しづらいのかっていうのは、どんなふうに把握してるか、ちょっと難しい中身ですが。今、全然ないっていうことだけど、労働組合があるわけですので、そこで解決できるということもあるわけですけども、現実としてはどんなふうに認識してるか。

監査委員事務局長 労使間の交渉で決着がついたものについては、特別紛争とかそういうことはございませんので、現段階ではそういうことで話がまとまっているということです。他市、それから他県の状況を見ましても、全国的に労働紛争ってのは非常に減っておりまして、長野県内は記憶にある限り、過去3年くらいでは案件がございません。北信越あたりになると数件あります。その程度の状況でございます。

委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。

山口恵子委員 今回の人事の方は新任ですけれども、再任というケースもあるのかどうか、お聞きしたいと思います。それで、御本人の意思をもちろん尊重した上でだと思えますが、その辺どんなように対応されているのかお聞きしたいと思います。

人事課長 今回の場合、御本人の退任の意思がございまして、新たに新任をさせていただいた経過でございます。もちろん再任ということも御本人の意向を言ってもらいまして、あり得るということですが、よろしく願いします。

委員長 いいですか。ほかにございますか。それでは、質疑を終了します。

討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第14号公平委員会委員の選任については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第14号公平委員会委員の選任については、全員一致をもって同意すべきものと決しました。次に進みます。

議案第15号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

委員長 議案第15号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。説明を求めます。

人事課長 それでは、議案関係資料59ページをお願いしたいと思います。議案第15号固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

提案理由でございますけれども、固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

概要ですが、委員3人のうち百瀬宏一氏が平成25年7月14日に任期満了となることに伴い、新たに小倉康男氏を適任者と認め選任しようとするものでございます。小倉氏の略歴等につきましては、次の60ページを御参照ください。以上でございます。

委員長 それでは、委員の皆さんより質問、意見ありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なし。それでは、質疑を終了します。

討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第15号固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第15号固定資産評価審査委員会委員の選任については、全員一致をもって同意すべきものと決しました。次に進みます。

議案第18号 平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳入全般、歳出2款総務費、3款民生費中 1項社会福祉費、第2条地方債補正

委員長 議案第18号平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。説明を求めます。

企画課長 それでは、議案第18号の冊子、一般会計補正予算(第1号)で、まず歳出から申し上げます。13、14ページをお願いいたします。2款1項6目企画費の説明欄、白丸、企画調整事務費13万9,000円につきましては、さきに御審議をいただきましたとおり、公の施設指定管理者選定審査会、これを外部委員を中心とした審査会に見直すということに伴いまして、必要となります5人分の報酬、費用弁償、食糧費を計上するというものでございます。

情報推進課長 続きまして、7目情報開発費でございます。住民情報等電算システム管理事業のデータ移行委託料でございます。9,410万6,000円ですが、住民情報システムにつきましては、昨年度リース切れになりました税関係のシステム及び今年度リース切れになる住民記録や介護保険料のシステムなど20業務につきまして、平成26年1月のシステムの更新を目指しまして、今年3月に一括調達によって競争原理に基づいて、総合評価方式によって業者を決定いたしました。なお、その価格の提案については、5年のリース保守料の提案で、提案上限額7億8,300万円余に対して3億9,100万円余の提案を受けている内容でございます。既存業者から新しい業者、株式会社電算に決まりましたが、その新しい業者のシステムへのデータ移行費になるもので、新しい業者が決定したというこの段階で補正予算をお願いするものでございます。次の地方自治情報センター負担金でございますが、これが新しいシステムにおいて住民情報システムを処理するに当たって、地方自治情報センターで出している住所辞書のファイルが必要ということで、この負担金が必要だということで、48万6,000円を計上したものでございます。

次に行政情報等ネットワークシステム整備事業の総合行政ネットワーク運用負担金でございますが、この住民情報システムについての提案がクラウド方式によるものでございまして、株式会社電算のデータセンターへのLWANの回線にかかわる負担金が必要ということで、43万3,000円を計上したものでございます。以上でございます。

企画課長 続きまして8目地域づくり振興費、白丸のコミュニティ活動支援事業1,530万円でございます。これにつきましては、宝くじの収益金を活用いたしました助成事業でございます。本年度は7件採択となりましたので、ここで補正をお願いしたいというものでございます。7件の内訳を申し上げます。まず一般コミュニティ助成事業が3件でございます。これは1つには奈良井区のお茶壺道中の衣装及び山車の車輪の新調をいたすものが1つ。2つとしまして棧敷区の公民館の備品を整備する。それから3つとしまして町区の和太鼓を整備する。この3区にそれぞれ250万円でございます。これは一般コミュニティ助成事業でございます。それから防災資機材整備に対する助成事業が4件でございます。大門田川町の自主防災組織に180万円。それから野村区、中西条区、原新田区にそれぞれ200万円でございます。なお、この市からの補助金額、合計1,530万円支出をいたしますが、これにつきましては、全額宝くじの収益金から補填されるということになっておりまして、同額を歳入予算に計上しているところでございます。地域づくり振興費については、以上でございます。

人事課長 その下の12目職員研修費の職員研修諸経費、特別旅費の100万3,000円ですが、長野県地方税滞納整理機構、これは平成23年度に長野県と県内の全市町村が広域連合をつくり、千曲市に事務所を開設したのですが、そこへ本年度から2年間本市の職員1名を派遣することになり、派遣にかかわる費用を今回の補正予算をお願いするものでございます。なお、この分につきましては、県からの交付金で市に充当されるものであります。

市民課長 その下3款民生費、国民健康保険事業特別会計繰出金の補正につきましては、保険税率の引き上げ改定に伴い、低所得者世帯に対します保険税軽減相当額の増額見込み分を国保特別会計に繰り出しをお願いするものでございますけども、法に定められた公費負担により繰出金として、県4分の3、市4分の1の負担率により繰り出しをお願いするものでございます。当委員会に付託されました補正予算の説明は以上でございます。

財政課長 それでは、私のほうから歳入について説明をさせていただきますので、9、10ページをお願いを

いたします。まず14款国庫支出金、うち民生費国庫補助金につきましては、セイフティーネット支援対策等事業費補助金63万円でございます。14ページに歳出がございますけれども、平成25年8月から実施をされます生活扶助基準額の見直しに伴いまして、現在のシステム改修費にかかわる10分の10の補助金でございます。

次、4目農林水産業費でございますが、農業農村整備事業補助金、これも歳出16ページにございますが、農業農村基盤整備工事ということで勝弦地区の3カ所のため池のフェンス工事300万円が、3月の末に採択の内示がございました。これに伴う補助金でございます。補助割合は事業費に対して50%、事務費に対して1%という内訳でございます。

次、6目土木費でございます。社会資本整備総合交付金(道路)2,777万円余でございます。18ページのところに幹線道路整備事業といたしまして、根冶垣千本原線、FPプロジェクトに関連する工事でございますが、この測量調査費、それから歩道整備事業といたしまして、芦ノ田原村線の歩道整備事業4,000万円、これにかかわる55%補助率の交付金でございます。

次、15款県支出金でございます。国民健康保険基盤安定負担金につきましては、ただいま説明ございましたけれども、保険基盤安定繰出金、保険税の軽減分でございますが、この1,200万円に対する県からの負担金4分の3に相当する額でございます。

続きまして4目労働費県補助金、緊急雇用創出事業補助金でございます。18ページに歳出がございますけれども、OSS、いわゆるオープンソースソフトウェア、これを活用した産業振興を新たに展開するというところでございまして、塩尻市振興公社への委託料1,021万4,000円の補正を計上させていただきましたけれども、県のほうから起業支援型雇用創造事業のこの採択をいただいたものでございます。県でも同様に6月補正という内容でございます。要件がございまして、この補助金の採択の要件は事業に占める新規雇用者の人件費割合が50%以上というようなことでございます。委託料1,000万円余のうち人件費が590万円余、1名がプロジェクトマネージャー、1名がアシスタントと、こういった内訳になっております。

次、農林水産業費でございますが、国営造成施設管理体制整備促進事業補助金9万8,000円でございます。これは国営の土地改良事業で造成をいたしました施設の管理にかかわる補助金でございます。やはり4月に県から増額の通知がありましたので、補正をさせていただくものです。次、その下、一番下になりますけれども、森林整備加速化・林業再生事業費補助金500万円でございます。信州Fパワープロジェクトに関連をいたしまして、塩尻市森林資源活用モデルプランを構築するための業務委託料500万円の補正に対しまして、10分の10の本補助金を見込むものでございます。なお、この補助金につきましては、3月補正において平成25年度の前倒しといたしまして歳入歳出同額を計上させていただきましたけれども、国のほうから前倒しとして採択されなかったという経過がございましたので、3月の専決補正で減額をいたしまして、この6月に改めて再計上させていただきましたものでございます。

次のページをお願いいたします。18款繰入金、基金繰入金でございますが、財政調整基金繰入金1億5,600万円余につきましては、今回の補正増額による一般財源の不足額を財調の取り崩しにより財源充当するものでございます。

20款諸収入のほうにまいります。雑入で長野県地方税滞納整理機構交付金につきましては、先ほど人事課から説明がございました機構への職員研修旅費にかかわる交付金でございますし、その下のコミュニティ事業助成

金につきましては、市町村振興協会の地域活動助成事業にかかわる助成金でございます。その下の維持管理適正化事業交付金につきましては、県の土地改良事業団体連合会からの交付金でございます。16ページのところに歳出ございますが、ポンプ施設維持改良工事400万円補正をお願いをしております。このうち9割にかかわるものが交付金ということで、財源の充当をさせていただきました。

21款公共事業等債(道路)でございますが、先ほど説明いたしました根冶垣千本原線、芦ノ田原村線、この事業費にかかわる起債でございますが、補助残に対しまして充当率の90%の起債を活用させていただいたものでございます。

最後になります4、5ページ、第2表をお願いいたします。ただいま市債で説明させていただきました公共事業等債2,040万円を増額したことに伴いまして、地方債の変更を行うものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、委員の皆さんから質問、意見ありましたらお願いいたします。

青柳充茂委員 14ページの一番上のね、例の指定管理者の審査委員会の委員報酬の10万1,000円ですけど、費用弁償もあるけど、これはどういう計算ですか。

企画課長 今回はですね、既に先ほど御審議をいただきましたとおり、櫛川の診療所を指定管理者として選定が必要になります。それから、もう1件は奈良井駐車場が来年更新になりますので、ここで審査が必要になります。それから、これはもう確定でございますが、もう1件については、新規の導入あるいは予期せぬ更新もございますので、その1件の選定審査を予定しまして、合わせて3件の施設の選定を見込みました。そういたしますと1施設につきまして、施設の担当課による審査委員の皆さんへの説明、それから評価表を審議をしていただく、これで1回でございます。それから、候補者からのプレゼンを受けまして、それから審査をしていただく、これが1回でございます。したがって、1施設について説明と評価審査、プレゼンと審査、それぞれ半日ごとでございます。したがって、1施設について1日6,700円の報酬の5人分、それからその3施設という計算でございますので、報酬については10万500円、10万1,000円ということでございます。費用弁償については、その分の開催分の費用弁償でございますし、食糧費につきましてはプレゼンと審査、終日にわたる予定でございますので、その2回分の食糧費、昼食を挟んでの審査でございますので、その分の食糧費を計上させていただいて計算をさせていただきます。以上でございます。

青柳充茂委員 ということは5人ということですか、日当を払う人の数は。

企画課長 予算の計上上、外部委員は5人という想定で計上をさせていただいております。

青柳充茂委員 その5人の内訳は、さっきの1、2、3号で言ったら何だろう、1号かな。

企画課長 1号委員を5人を予定してございます。

委員長 ほかにございますか。ありませんか。

副委員長 住民情報電算システムのこの予算なんですけど、さっきちょっと説明がよく聞こえなかったもので、もう一度あれなんですけど、当初予算に入れられなんだ、そこら辺の理由を教えてください。

情報推進課長 既存業者が、内田洋行が税の関係のシステムを持っておりまして、内田洋行、株式会社電算ほか4名でプロポーザル審査をしたんですけども、内田洋行が税の関係、一番多く6,600万円くらいかかるんですけど、そこが取ると当初予算では、それが必要じゃないっていうような形の中で、新しい業者が決まった段

階で補正で載せさせていただいたという経過でございます。

副委員長 やはり誰が来るかわからないという部分はわかるわけですが、やはり当初予算にですね、計上するべきだと私は思うんですけども。というのはなぜかっていうと、こういうことはやるってことは、もう決まってるっていうか、方向の中では決まってるわけでしょうから、やはりどの業者が取るは別としても、必要な予算は計上しておくべきだと思いますが、もう一度そこら辺を聞かせてください。

協働企画部長 委員さんおっしゃられることも十分わかります。今年度当初予算計上につきましては3,600万円を計上させていただいております。これにつきましては、住民記録のシステムを現在お願いしています富士ゼロックスさん、これにつきましては一括調達が難しいということで、手を挙げることができませんということがもう判明しておりましたので、当初予算で計上させていただきました。今の、先ほど申し上げましたとおり税の関係は大きなシステムでございますし、また後期高齢者、介護保険等々、その他のシステムもございます。その他のシステムにあっては、手を挙げていただく業者さんによっては、先ほど言ったとおり不必要な経費ということになりますので、不明確であるということの中では、当初予算計上を見送らせていただいて、業者が決まった段階、はっきりした段階で補正で対応しようということ当初予算のときに査定を受けておりますので、そのとおり今回は補正で計上させていただいたという経過でございます。以上です。

副委員長 実はですね、これ全然違う、今度は質問をさせていただきますけれども、先般岡谷市で行われた岡谷病院の入札が不落になったっていうのは御存じですよね。というのは、これからうちも庁舎の耐震始めるわけですが、それが金額が相当大きいわけですよね。債務負担行為も入れると9億幾らですから、相当やっぱり今、人件費だとか、材料費等も上がってると思うものですから、これから多分そこら辺に影響が出てくるような気がするものですから、そこら辺はどんなふうに考えておられますでしょうか。やってみなきゃわからないとは思いますが。

総務部長 庁舎の関係についてはですね、今、実施計画のほうを進めているわけですが、確かに委員御指摘のようにですね、東日本大震災の関係もあって、建築資材等の高騰も見られるということは十分承知しております。そうした中で、今、当初予定していた予算の中でおさまるように実施設計の段階で工夫をしながらですね、組んでるところなものですから、今の見込みとしては予定どおりに行けるものというふうに考えているところであります。

もう1点、先ほどの件とあわせて予算編成の基本的な考え方なんですけど、今こういう経済的にも厳しい時期になってきてますんで、基本としては当初予算については確定したものを計上していきたいということでありまして、ただ事業はどっちにしろやらなきゃいけないだろうと、これは確定しているわけですが、金額的には大きな変動も見込まれたということで補正対応としたということでありまして、もう1つ補正についてはですね、こういったものも含めて国の補助金ですとか、県の補助金が未確定なものについては、それが確定したときに補正計上しようという1つの方針がございますんで、そうした中でやらさせていただいているということでございますんで、よろしく申し上げます。

副委員長 ありがとうございます。

柴田博委員 今の関連ですけども、補正予算、今回の住民情報等電算システムの場合には、補正で約9,500万円くらい組んでるわけですけど、これは当初使うかどうかかわからないし、もし使うとすればこれくらいだ

という予算枠があって、補正を組むかもしれないということで別枠で取ってあるっていうわけじゃないですよ、これは。

総務部長 この切りかえはですね、やらなければいけないということになってまして、ただどこが受けるかによって大きくここにかかわる経費っていうのは、変わってくる可能性があるもんですから、事業自体はやるということは確定しておりますけれども、そういった計上額の関係で確定した段階で計上をさせていただきたい、補正対応とさせていただきたいということで、予算編成の段階でそういうふうに決めさせていただいたということでございます。

柴田博委員 言ってることはよくわかるんですけど、ただね、今、いろいろな段階、例えば補助金で、例えば住宅リフォーム助成制度で、1日目に申し込みに来たけど受け付けられなかった人が40人もいて、財政的に厳しい、お金の出どころがないから補正組めないっていう話をしておきながら、ここでは必要だからってことであろうけれども、9,000万円の補正がぼつと出てくるっていうのはね、それはちょっと前もってこういうのが出るから予想して取ってあったのって言いたくなっちゃうんだよね。

協働企画部長 当初予算の計上の仕方、また担当部からの予算要求の仕方でございますけれども、担当部といったしましては、このデータ移行、仮に全く違う業者さんになった場合、これくらいの経費はかかるよということでは当然はじき出してございます。それをもちまして総務部長ヒヤリング、理事者のヒヤリング等臨むわけですが、その査定の中でですね、先ほど言いましたとおりに経費的に不明確、積算を逆に聞かれた場合でもですね、十分にお答えできない点がございまして、今回はっていうのは、当初歳出計上は見送らせていただいたと。ただ今後につきまして、業者が確定した時点ですで、当然にかかってくる費用でございますので、あわせて見積もりの中では明示をさせていただいたというのが経過でございますので、御理解をお願いいたします。

委員長 いいですか、ほかにございますか。

青柳充茂委員 そのね、総務部長の言うことも、協働企画部長の言うこともわかるんだけど、心配なのはもうちょっと深い突っ込んだ話でね、システム開発にかかわる費用がどのくらいが妥当かとかね、このくらいでできるはずだみたいな話って、こんな難しい話はないんですよ、実を言うとね。おっしゃるとおり入札やってもね、入れてくる人によって全然違うの。何でこんなに半分とか、3分の1でできちゃうの、こっちは3倍もかかるのっていうくらい違うんですよ。私たちが一番心配するのは、それをちゃんと見抜くっていうかな、適切に判断できる力が市側にあるかどうかっていうのが心配になっちゃうんですね。だから安けりゃいいってもんじゃないって問題も1つあるんです。というのはシステム開発の連中、連中って言葉は悪いが、人たちがやるうまいやり方っていうのはね、受けてね、それでちょっと変な話ですけど、最初っから問題あるようなものをつくっておいて、ちょっとそれ意図的じゃないんだけどね、なかったとしても後で、いや、ちょっとこういう不具合がありますから、こういうとこ直さなきゃいけません、ああいうこと直さなきゃいけませんって言って、それもね、足元見るといって、直してもらわないとこっちはお手上げになっちゃうわけだから、それ、やってくださいって話になるわけですよ。それで、あんまりこの話してもいけないけど、だから、その力をちゃんと持てるかどうか。ないとしたら、どういうふうにやればそういうことを少しでも防いで、より適切な価格で質のいい業者を選ぶことができるかっていう、ここについては、ものすごく意識持ってやってもらいたいなって思ってるんですよ。ちょっと答弁いらないけれど、特に今こういう話が出たんでいい機会だからね。当初予算に上げるかとか、

補正でいくかなんて話より、そっちのほうが私は重要な話だというふうに思ってます。要望しておきます。

副市長 せっかくの御要望ですんで、お答えをさせていただきますけれども、私どもはこのシステム開発につきましてはずね、相当と言いますか、相当力を入れてまいりまして、今までも人材育成にこれ努めてまいりました。委員御存じだと思いますけれども、私ども情報課はずね、そういう人材育成もあわせて、インフラの整備もあわせてです、長い歴史をかけてこつこつと積み上げて来たものがございます。したがって、私どもの開発したシステムがはずね、全国の各市で同様な採用をされているというような事例もございますし、チェックをする、あるいはシステム構築をする目ははずね、それなりの自信を持っておりますので、ぜひその点は御理解いただきたいと存じます。

青柳充茂委員 いいお答えをいただいたんでちょっとお聞きしたいんですけど、この9,400万円という金額ね、これは、そうするとあるべき金額から見て、どのくらいものだったっていうのをもう一度ちょっと教えてもらっていいですか。

情報推進課長 この9,410万円ですが、一応、20業務のものについて対象になっておりまして、データ移行につきましては、業者ごとにつくっているファイルが違うわけなんでございまして、そのデータの並び順とか、いろんなデータについても高度化されてるデータがありますけれども、それが、それぞれの業者で種類が違うものですので、データ移行につきましてはプログラムの開発が必要、それぞれのファイルについて、ファイルが新しい業者と既存業者でファイルの数も種類が違うものですから、新しい業者用のファイルにそれぞれプログラムをつくらないといけないという中で、これだけの額がかかってくるという内容でございます。20業務についても、先ほど話したように1つのファイルだけじゃなくて3ファイルあたりとか、8ファイルあたりとかするので、8ファイル必要なのは8プログラム必要だということで、それだけの額がかかってくるということでございます。

青柳充茂委員 そういう話もいいんですけどね、要はもうちょっとみんなにわかるように言ってもらいたいのは、市が当初思ったよりもどのくらい高かったとか安かったとか、そういう表現ではできませんか。

情報推進課長 データ移行費については、それぞれ今まで既存業者については複数の業者でなっていましたので、それぞれ行政システム株式会社とか内田洋行とかA I D、複数の業者が出てますので、それを見た中でもそれほど。上下ありますけれどもなからそのくらいの数字かなということだと思います。

委員長 ほかにありますか。ありませんか。それでは、質疑を終了します。

討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第18号平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)の当委員会にかかわる部分について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第18号平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第19号 平成25年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

委員長 議案第19号平成25年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。説明を求めます。

市民課長 それでは、議案第19号平成25年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、1ページからお願いをいたします。中ほど第1条にありますよう、歳入歳出予算それぞれ1億3,500万円を追加いただきますよう増額補正をお願いするものでございます。この補正は保険税率の引き上げ改定に伴います平成25年度から平成27年度までの3カ年間にわたる歳入不足見込額を解消するための2億7,000万円につきまして、その2分の1を一般会計繰入金による財政支援をいただくものとして、平成25年度当初予算に一般会計繰入金にかかわります予算計上を行っております。したがって、残る1億3,500万円の税率改定分につきまして、今回の補正におきまして予算づけをお願いするものでございます。

それでは、わかりやすいよう次の2、3ページをお願いをいたします。2、3ページの第1表の中で全体的に補正予算の概要を説明させていただきます。2ページ、歳入左から4列目の補正額をごらんいただきますと、1款国民健康保険税の補正額が1億2,300万円、その下8款他会計繰入金、これは一般会計からの繰入金であります。この繰入金の補正額が1,200万円、合わせまして1億3,500万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、今回の税率改定による必要額を1億3,500万円としておりますので、税率を引き上げることによって、低所得者世帯に対します7割5割2割軽減にかかわる保険税軽減相当額が増加いたしますので、その増加見込み分として8款の繰入金において1,200万円を一般会計から公費負担として繰り入れ、残る1億2,300万円につきまして、保険税率の引き上げによる歳入増で確保したいものでございます。以上、歳入補正において1億3,500万円を計上した上で、右ページの歳出補正において、その全額を予備費に計上をお願いするものでございます。

次に補正予算の詳しい内訳を説明申し上げますので、ページを飛ばしていただきまして、7、8ページまでお進みをください。歳入補正7ページ、1款国民健康保険税につきましては、一般被保険者と退職被保険者の保険税を合わせ、先ほど申し上げました総額1億2,300万円の増額補正をお願いするものであります。平成25年度当初予算額の計上割合に応じまして、右の8ページの医療給付費分以下、それぞれの科目ごとに増額補正をお願いするものでございます。その下8款一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)の補正は、保険税軽減相当額の増額分につきまして、県4分の3、市4分の1の公費負担により一般会計から繰り入れをお願いするものでございます。

次の9ページをお願いをいたします。歳出補正9ページの予備費において、歳入補正予算総額の全額をこの予備費に補正計上をお願いするものであります。補正後の予算額をごらんいただきますと2億5,800万円余となります。この額に対しまして、平成24年度会計決算が固まる本年9月補正において、この予備費から1億円を基金に積み立てるとともに、残る1億5,800万円ほどの予備費を確保することで見込みを上回る給付費に対応できるよう、また平成25年度以降の財政運営を安定したものとしたいと考えております。以上です。よろしくお願いたします。

委員長 それでは、委員の皆さんから質問、意見ありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なし。よろしいですか。それでは、質疑を終了します。

討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第19号平成25年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第19号平成25年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議会第1号 国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書

委員長 議会第1号国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書について、質問、意見を求めますが、これ1回配付されてるで、そのままいいですかね。読まなくて、そのまま進めていただいてもいいですか。そういうことで、それでは、皆さん方に質問、意見ありましたらお願いをしたいと思います。

山口恵子委員 質問をしたいんですけども、ここに書かれている1984年当時の改正内容、ここでは医療費の減額があったというようなことが書かれていますが、その当時の改正内容についてと、あとこの文の中で国からの医療費が引き下げられているというふうに書かれていますが、総収入に占める国庫負担金の割合が、全体の中で割合として、それはふえているのか減っているのか、その点に関してちょっと状況がわからないものですかからお聞きしたいと思います。

市民課長 私のほうからお答えをさせていただきます。まずですね、ここにございます1984年のものがございます。これは昭和59年に退職者医療制度ができました。その前、昭和58年につきましては、医療費の50%、これは例えば医療費100ですと、それに対して50は来てました。それが1984年、昭和59年にかかった医療費の45%から保険給付費に変わっておりますので、これまでは医療費総額の45%に対してでしたけれども、昭和59年からは保険給付費の50%ですので、例えば3割負担ですと1万円のうち7,000円が保険負担になりますので、その50%、以前は1万円に対して45%でしたので、その辺で率が下がっておりますのでございます。その関係で本市の国庫負担金を見てまいりますと、昭和58年当時の国庫負担金の歳入に占める割合が52.16%に対しまして、昭和59年度が44.34%ということで減っておりますので、その辺で減額になっております。

続きまして御質問をいただきました各保険者ごとの公費負担の割合でございますけども、厚生労働省が示します平成24年度の予算ベースで申し上げます。市町村国保とか後期高齢者医療制度が、給付費等の約50%の負担で公費負担がございます。しかし、中小企業の皆様方が加入します協会けんぽが給付費等の16.4%、大企業の組合健保が、これは財政が行き詰まったときに定額で出るってということで、本来的には大きな健康組合と共済組合はございません。以上でございます。

山口恵子委員 それともう1点お聞きしたいんですが、一般質問、柴田議員の質問だったかと思いますが、国保の考え方で県知事会とか市町村会では、抜本改革とか財政基盤を整えてほしいというような要望を上げていらっしゃるような答弁だったかと思いますが、現在の制度の中で市町村国保が抱えている構造的な問題をやはり同時に解決していく必要があるのかなというふうに思っていますが、その点はいかがお考えかお聞きしたいと思います。

ます。

市民課長 市町村国保の構造的な問題は、御承知のとおり低所得者の加入率が高い、これの裏づけはですね、定年退職をされまして国保にどんどん入って来ますので、市町村国保の平成22年度の65歳以上の加入率が31.3%に対しまして、協会けんぽが4.8%ですので、この辺で高齢化が非常に高いってということで、その分医療費がのしております。それで、これを今は国の制度の中で被扶養者の関係で、今、所得が130万円で制限がございますけれども、これを平成28年度ころから拡大をして、市町村国保から被用者保険に移行するっていうものがございまして、その辺の制度改革、今のところ平成28年度ころっていうことを示しておりますけれども、私どもはできるだけ早くそれを改革していただいて、こういう構造的な問題を解決していただきたいのが1つでございます。

あともう1つは、本会議でうちの部長から申し上げましたけども、現在国民会議で市町村国保の都道府県単位化が議論をされております。8月21日が法的な設置期間の最終ということで、恐らく8月21日までには出てまいりますけども、今のところ市町村国保の広域化の関係で、その辺で議論が出て進めて、その辺で方向づけがなされると思いますけども、ただ全国知事会では市町村国保反対しておりますので、その辺で今回お願いいただきましたとおり、基盤強化を図っていただかないとやはり市町村国保ももう崩壊状況でございますので、今回意見書のとおり私どもも国に対しまして強くそういう制度改革、今、委員さんが申されたとおり、そういう構造的な改革をまず図っていただいた上で、さらに市町村国保のほうにつないでいただきたいような形で考えております。以上でございます。

山口恵子委員 今、答弁をお聞きしまして、ここに書かれている国の医療費の増額は当然、もちろんしていただきたいわけですけど、やはり常に崩壊の危機的状況にあるっていうのが今の国保の現状ですので抜本改革ですとか、財政面の改革もやはり同時にやっていく必要があるのかなというふうに感じています。これは意見ということでもいいです。

柴田博委員 提出者をごらんになっていただければわかりますように、総務委員会の委員8人のうち7人が賛成者になっておりますので、ぜひそういう意味から言っても中身的にはこれでいいんじゃないかなというふうに思いますので、意見書をぜひ上げていただくようお願いしたいと思います。

委員長 ほかにございますか。ありませんか。

森川雄三委員 提案者に対してね、私ども賛同として大勢の議員がね、賛同してるという中では、当然国に求めていくことは、これはいいことだなと私も思いますのでぜひ上げていただきたいと思いますが、山口委員おっしゃるように、もし言葉として変更の必要があるのであれば、提案の鈴木議員と相談でもいただいて、これ意見書(案)でありますので、委員長采配でですね、ぜひそら辺のところは、また意見書の場面の中でですね、裁量していただければと、私はこのように思いますけども、いかがですか。

委員長 ほかにあります。今、森川委員のほうからも言われましたように、山口委員の意見等も踏まえて委員長、副委員長のところで字句修正については任せていただいて、意見書の部分については採択をいただくということで、これはあれだね、議案だ。それでは、質疑は終了し、討論を行います、よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議会第1号国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書については、

原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議会第1号国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書については、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

これで、全部終わりだね。以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。当委員会の審査結果の報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは、継続審査。

閉会中の継続審査の申し出

総務部長 それでは、閉会中の継続審査についてお願いを申し上げます。総務環境委員会が所管します各部におきまして重要事業等抱えてございますので、閉会中におきましても協議会等の開催をお願いする場合もあろうかと思いますが、ぜひよろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま継続審査の申し出がありました。これについては御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。理事者から挨拶があれば。

中原輝明委員 ちょっと待って、その他でいいんだっけ。その他。その他いい。

委員長 はい。

中原輝明委員 ちょうどいい機会だ。その他だ、その他だね。これは関係はないけれど、ここにあるね、ちょっとこれ聞きたい。これは、安全・施設整備担当部長という、部長は今までいろいろ話もきょう議会の中になかったが、本会議でも、この役割と内容ってものはどういうことをやるの。それともう1点聞きたいのは、市内の中の交通安全対策はどの程度進捗してるか、今どんなところがネックであるか、そういうことを理解するのが担当部長であるのか、あるいはほかの仕事してるのか、その内容をちょっと教えてよ。俺にはちょっとわからん。

総務部長 ええとですね。

中原輝明委員 いや、それは総務部長じゃない、その担当部長の、そういうものせ。ちゃんと命令されてるだ。

総務部長 本人からは言いにくい面もあろうかと思いますが、私のほうから申し上げますが、一応、安全・施設整備ということになっておりますけれども、当面メインに担当してもらう部分については、庁舎の耐震、あるいは大規模改修の面がございますので、これについて責任を持って進めてもらいたいということでありまして、なぜかと言いますと、居ながらにしての工事になりますので、これは全庁的に各部・課で理解をいただいて、それに協力してもらうことが必要になります。そういう意味で、それを推進していく上で、部長という立場でこれを統率をしていってほしいということでありまして、さらに加えて安全の部分につきましては、これは消防のほうで次長もおりますけれども、本年度から地区に入ってですね、避難所の開設等について地区との調整を図っていかねばいけない部分もありますので、そういった面で総括的に、直接的な担当は消防の次長のほうで

行いますけれども、総合的な統率をとってもらいたいと、その2点でございますので、よろしくお願いします。

中原輝明委員 その2点は今よく理解、理解したっていうか、ちっともしきれないだが。これはもう少しあれだわな、ここの戒名からすると、これはあれだよ、誰が聞いても塩尻市全体の担当部長であるということは、誰も考えるよ。いいかい。その中に、建設部の中にその担当もあるでしょう。だからその辺の兼ね合いをちゃんとしていかないと。これ塩尻市全体を見ていかないと困るよ、これだけの、戒名なんて言っちゃ、名前があれば、それは総務部長が苦しい答弁する。これ一般の人に聞いてみ。そんな庁舎だけの問題に、なぜそんな担当部長がいるだ。よく考えてみましょ。総体的には何かね、見てもらわなきゃ。そういうもんじゃない。市内の交通安全施設の整備なんてことは大きな問題だよ。要望なんて大きく出てるでしょう。にもかかわらず担当部長は、それは、これからでもいいが、もう一回再考してしっかりやってほしい。これはこの耐震も同じことだ、この中の、庁舎の。お願いします。要望。いい、どうせそんな、しゃべったって必ず調子がいいことをしゃべってくるで。

副市長 一言申し上げたいと存じます。今、庁舎のこの改築につきましてはですね、非常に長い間の懸案でございましたし、喫緊の課題でもあります。それから、この庁舎の改築を進めて行く中にはですね、庁舎にかかわったほかの公的施設の安全確保、あるいはそれをどう処分をしていくかということもございます。一部は企画が担当しておりますけれども、それも含めてですね、全体の安全対策、特に震災とか火災とかですね、そういう災害があるわけでございますので、それに対する万全な体制をとっていきたいということでございます。詳細はさっき総務部長が申し上げたとおりでございます。加えてですね、そういう意識を職員が一人一人が持つことによって、各担当でですね、交通安全も含めて、あるいはほかの防災の関係も含めてですね、しっかりした体制をとっていくというのが、今の担当部長の使命でございますので、その点をよろしくお願いします。

委員長 それでは、理事者から引き続き挨拶をお願いします。

理事者挨拶

副市長 熱心に御審査をいただきまして、御提案を申し上げました全ての案件につきまして原案どおりお認めをいただきました。大変ありがとうございました。審査の中でいただきました御意見、御要望につきましては、今後の行政の中でしっかり生かしてまいりたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

委員長 以上で、6月定例会総務環境委員会を閉会といたします。大変御苦労さまでございました。

午後2時46分 閉会

平成25年6月17日(月)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 古畑 秀夫 印